

第3期

琴平町子ども・子育て支援事業計画



令和7年3月

琴平町

目次

第1章 はじめに	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 「こども大綱」について	3
3. 国の基本指針について	4
4. 児童福祉法等の改正について	5
5. 次世代育成支援対策推進法に係る行動計画策定指針の改正について.....	5
6. 計画の位置付け	6
7. 計画期間	6
8. 計画の対象	6
第2章 琴平町の子ども・子育てを取り巻く状況	7
1. 本町の人口の推移と割合	7
2. 人口構造	8
3. 出生の状況	9
4. 自然増減と社会増減	10
5. 婚姻の状況	11
6. 子どものいる世帯の状況	12
7. 女性の就労状況	14
8. 本町の人口予測	15
9. 子どもの人口推計	16
第3章 教育・保育事業及び各サービス等の状況	18
1. 幼児教育・保育施設の状況	18
2. 小・中学校の状況	20
3. 健診・相談事業の状況	21
4. 経済的支援の状況	22
第4章 調査結果について	24
1. 主な調査結果	24
2. 調査結果から見える傾向と課題	41
3. 計画策定に向けた視点	43
第5章 基本理念と施策体系	45
1. 基本理念	45
2. 施策体系	46

第6章 施策の展開	47
基本目標1 子育てしやすい環境の充実【教育・保育】	47
基本目標2 親子の健康の確保及び増進【保健】	52
基本目標3 様々な状況の子どもへの対応等きめ細やかな取組の推進【専門的な支援】	56
基本目標4 地域ぐるみの子育て支援【地域子育て支援】	61
基本目標5 子どもの安心・安全の確保【安心・安全対策】	64
第7章 量の見込みと確保方策	67
1. 教育・保育及び子育て支援サービスの提供区域.....	67
2. 教育・保育事業の量の見込みと確保方策	67
3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策.....	69
第8章 計画の推進について	78
1. 計画の推進体制	78
2. 計画の進捗管理と評価	78
資料編	79
1. 琴平町子ども・子育て会議設置要綱	79
2. 計画策定の経緯	81
3. 琴平町子ども・子育て会議委員名簿	82

第1章 はじめに

1. 計画策定の趣旨

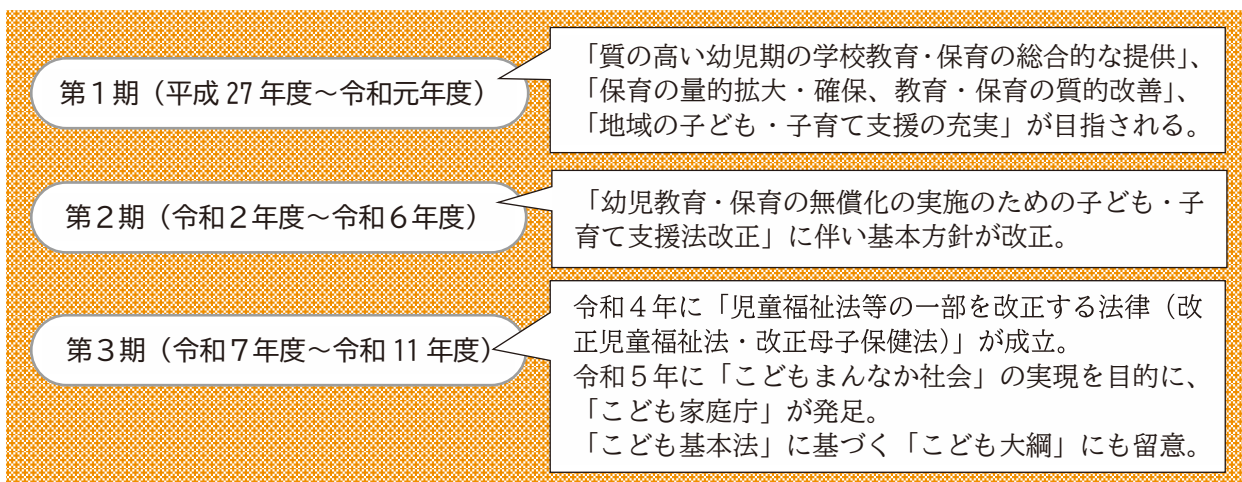
少子化対策や子ども・子育て施策に関する近年の国の動向を振り返ると、平成15年には「次世代育成支援対策推進法」が制定され、その中で次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ育成される環境の整備を図るため、次世代育成支援対策についての基本理念が定められました。また、同年には「少子化社会対策基本法」が成立し、平成16年12月に「子ども・子育て応援プラン」が策定されました。

平成27年には、平成24年に成立した「子ども・子育て関連3法¹」に基づいて、「子ども・子育て支援新制度」が施行されました。そして、量と質の両面から子育てを社会全体で支えることを目的とした「子ども・子育て支援新制度」を推進するため、平成27年度から法定計画として、全国の都道府県及び市町村において「子ども・子育て支援事業計画」が策定されています。

「子ども・子育て支援事業計画」の主な目的は、5年間の計画期間において、幼稚園、保育園、認定こども園等の就学前の子どもが利用する「教育・保育事業」や「地域子ども・子育て支援事業」の需要量の見込みと、供給体制の確保の内容及び実施時期を定めることです。このため、各自治体においては、基礎調査や地方版子ども・子育て会議等の議論等を踏まえ、実態に即した方法によるニーズ把握と見込み量の設定を行うことが期待されています。

本町では、平成27年度からは「第1期琴平町子ども・子育て支援事業計画」、令和2年度からは「第2期琴平町子ども・子育て支援事業計画」（以下、「第2期計画」とする）を施行し、令和7年度からは「第3期琴平町子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」とする）によって各種子育て支援策の充実を図ります。

◆「子ども・子育て支援事業計画」のこれまでの流れ◆



¹ 平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」を子ども・子育て関連3法と称する。

《近年の子ども・若者をめぐる動き》

年	近年の主な動き
平成15（2003）年	次世代育成支援対策推進法の公布（7月16日） 少子化社会対策基本法の公布（7月30日） 少子化社会対策基本法の施行（9月1日）
平成16（2004）年	「子ども・子育て応援プラン」の策定（12月24日） （少子化社会対策大綱の具体的実施計画）
平成17（2005）年	次世代育成支援対策推進法の施行（4月1日） （令和6年通常国会に提出された改正法案が可決・成立し、令和17年3月まで延長。）
平成22（2010）年	子ども・若者育成支援推進法の施行（4月1日）
平成24（2012）年	子ども・子育て関連3法の公布（8月22日）
平成26（2014）年	子どもの貧困対策の推進に関する法律の施行（1月17日） 子供の貧困対策に関する大綱の閣議決定（8月29日）
平成27（2015）年	子ども・子育て関連3法の施行（4月1日） 子ども・子育て支援新制度の施行（4月1日）
平成28（2016）年	改正子ども・子育て支援法の施行（4月1日）
平成29（2017）年	「子育て安心プラン」の公表（6月2日）
令和2（2020）年	第4次少子化社会対策大綱の閣議決定（5月29日） 新子育て安心プランの公表（12月21日）
令和3（2021）年	こども政策の新たな推進体制に関する基本方針～こどもまんなか社会を目指すこども家庭庁の創設～の閣議決定（12月21日）
令和4（2022）年	こども基本法の公布（6月22日）
令和5（2023）年	こども基本法の施行（4月1日） 改正子ども・子育て支援法の施行（4月1日） 改正子どもの貧困対策の推進に関する法律の施行（4月1日） こども家庭庁設置法の施行（4月1日） 改正子ども・若者育成支援推進法の施行（4月1日） こども大綱の閣議決定（12月22日）
令和6（2024）年	改正児童福祉法の施行（4月1日） 改正子ども・子育て支援法の公布（6月12日） こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律の施行（9月25日）
令和8年（2026）年	改正子ども・子育て支援法の施行（10月1日）

2. 「こども大綱」について

令和3年12月、「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」が閣議決定され、常に子どもの最善の利益を第一に考え、子どもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据えるとして（「こどもまんなか社会」）、子どもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しするための新たな司令塔として、こども家庭庁を創設することとされました。

令和4年6月、「こども基本法」が成立・公布、令和5年4月1日に施行され、同日、こども家庭庁が発足されました。そして、令和5年12月、子ども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針を定める「こども大綱」が閣議決定されました。

「こども大綱」では、「こどもまんなか社会」の実現に向けて、6つの基本的な方針を掲げて、子どもに対するライフステージ²別の支援や子育て当事者への支援、子ども施策の基盤整備等を進める旨が示されています。

◆「こどもまんなか社会」とは◆

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約³の精神のつとめ、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等に関わらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会のこと。

◆「こども大綱」の基本的な方針◆

1. こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
2. こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
3. こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
4. 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
5. 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として、若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）⁴の打破に取り組む
6. 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

² 人の一生における加齢に伴う変化を、いくつかの段階に区切って考える場合のそれぞれの段階のことで、成長段階（幼年期、児童期、青年期、壮年期、老年期）や節目となる出来事（出生、入学、卒業、就職、結婚、出産、子育て、退職、他）等によって区分される。

³ 平成元年11月に第44回国連総会において採択され、我が国は、平成2年9月にこの条約に署名し、平成6年4月に批准した。生きる権利、成長する権利、暴力から守られる権利、教育を受ける権利、遊ぶ権利、参加する権利等、世界のどこで生まれても子どもたちがもっている様々な権利が定められた。この条約が採択されてから、世界中で多くの子どもたちの状況の改善につながってきた。

⁴ 狭くて通行の困難な道。又は、物事を進める上で妨げや支障となるもの。

3. 国の基本指針について

子ども・子育て支援法に基づく基本指針は、「子ども・子育て支援事業計画」において、教育・保育の提供体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的事項並びに計画の記載事項等を定め、それにより、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供する体制の整備その他法に基づく業務の円滑な実施が計画的に図られるようにすること等を目的としています。

第3期の「子ども・子育て支援事業計画」策定に伴う基本指針の主な改正点は以下のようになっています。

■主な改正点

○妊婦等包括相談支援事業について

新たに地域子ども・子育て支援事業に位置付けられた妊婦等包括相談支援事業について、基本指針中の所要の箇所に規定するとともに、市町村子ども・子育て支援事業計画において量の見込み（事業需要量）を設定する際の参酌基準を設定する。

○児童発達支援センター等に関する事項について

障がい児支援の体制を整備するにあたり関係者が連携・協力して地域社会への参加及び包摂（インクルージョン⁵）を推進すること、地域の関係機関と連携し強度行動障害や高次脳機能障害を有する児への支援体制の整備を行うことを規定する。また、市町村が子ども・子育て支援を行うにあたり開催する連携会議の構成員に子育て支援に関わる関係機関として児童発達支援センターを加える。

○乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について

新たに定義した乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について、基本指針に位置付け等を行う。

○経営情報の継続的な見える化について

教育・保育等情報及び特定教育・保育施設設置者等の経営情報の継続的な見える化について、基本指針に位置付け等を行う。

○産後ケア事業について

新たに地域子ども・子育て支援事業に位置付けられた産後ケア事業の参酌標準や、産後ケア事業等実施時における留意点の規定等を行う。

⁵ 包括。包含。一体性。

4. 児童福祉法等の改正について

国においてこれまで児童虐待防止や各種の地域子ども・子育て支援事業が推進されてきましたが、児童等に対する家庭及び養育環境の支援を強化し、児童の権利の擁護が図られた児童福祉施策を推進するため、令和6年4月1日に「児童福祉法等の一部を改正する法律」が施行されました。本計画策定に関わる主な改正内容は以下のようになっています。

■主な改正内容

- ◎要保護児童等への包括的かつ計画的な支援の実施の市町村業務への追加
- ◎市町村における児童福祉及び母子保健に関し包括的な支援を行うこども家庭センターの設置の努力義務化
- ◎子ども家庭福祉分野の認定資格創設、市区町村における子育て家庭への支援の充実等
- ◎地域子ども・子育て支援事業に新たに創設された①子育て世帯訪問支援事業、②児童育成支援拠点事業、③親子関係形成支援事業に係る量の見込みと確保方策の設定

5. 次世代育成支援対策推進法に係る行動計画策定指針の改正について

次世代育成支援対策推進法は急速な少子化の進行等にかんがみ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ育成される社会の形成に向けて定められました。平成17年4月に施行、令和7年3月までの時限法でしたが、令和6年通常国会に提出された改正法案が可決・成立し、令和17年3月まで延長されました。今回の法改正を踏まえた内閣府令の制定及び行動計画策定指針の改正は次のようになっています（令和6年10月31日公布、令和7年4月1日施行）。

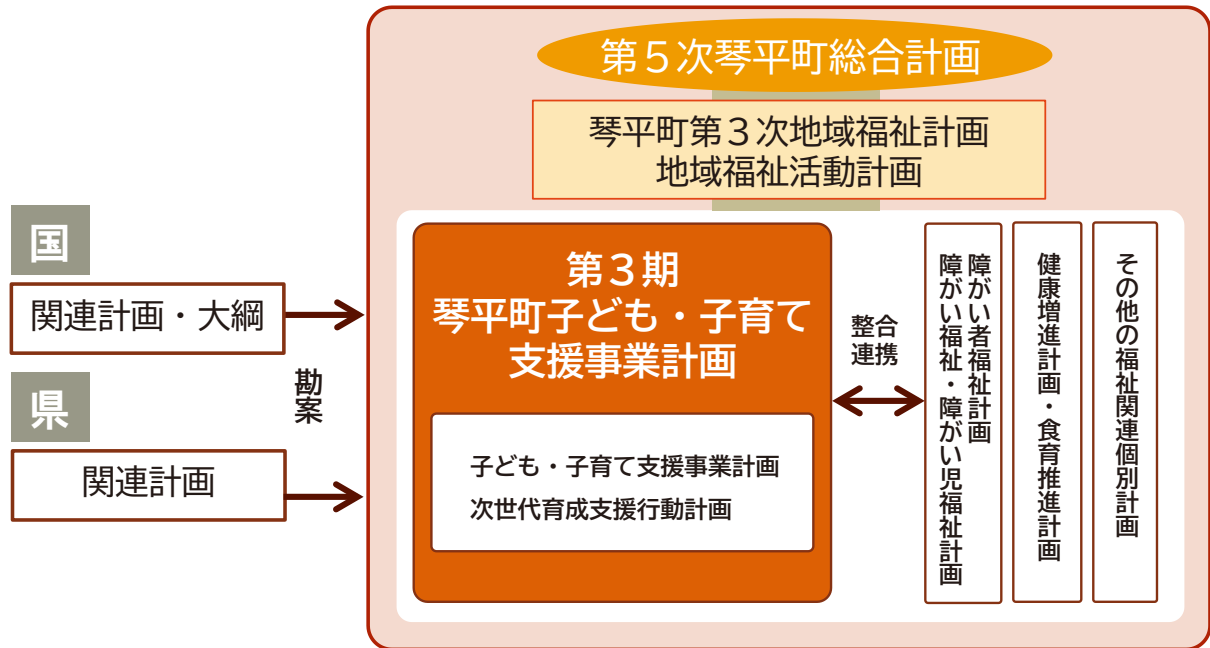
■主な改正点

- ◎「男性の育休取得率や勤務時間に関する数値目標の設定」及び「PDCAサイクルの実施」を義務付け
- ◎次世代育成支援行動計画の内容について、こども計画策定の際に勘案されるこども大綱の記述と重なる部分が多く、各自治体がこども計画との一体策定する際に、無用の混乱を招く可能性があることから、こども基本法の基本理念やこども大綱の基本的方針を踏まえた記載に修正

6. 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画です。第5次総合計画等の上位計画や関連計画と整合性のとれた内容とします。

また、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく次世代育成支援行動計画については、全ての子どもと子育て家庭を対象として、本町が推進する子育て支援施策の方向性や目標を総合的に定める観点から、子ども・子育て支援事業計画と一体的に策定します。



7. 計画期間

計画期間は、令和7年度から令和11年度の5年間とします。ただし、国や県の動向等により見直しが必要となった場合は、計画期間中であっても子ども・子育て会議等での審議を経て、必要な見直しを行っていくこととします。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
第2期子ども・子育て支援事業計画 令和2（2020）～令和6（2024）年度					第3期子ども・子育て支援事業計画 令和7（2025）～令和11（2029）年度				

8. 計画の対象

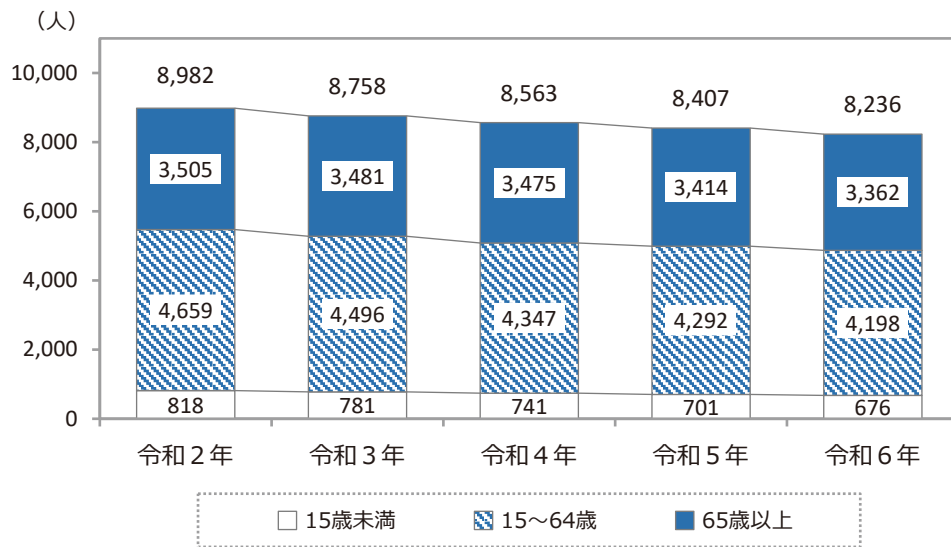
本計画における「子ども」とは、乳幼児からおおむね18歳までの子どもとし、町内の全ての子どもと子育て家庭を対象とします。

第2章 琴平町の子ども・子育てを取り巻く状況

1. 本町の人口の推移と割合

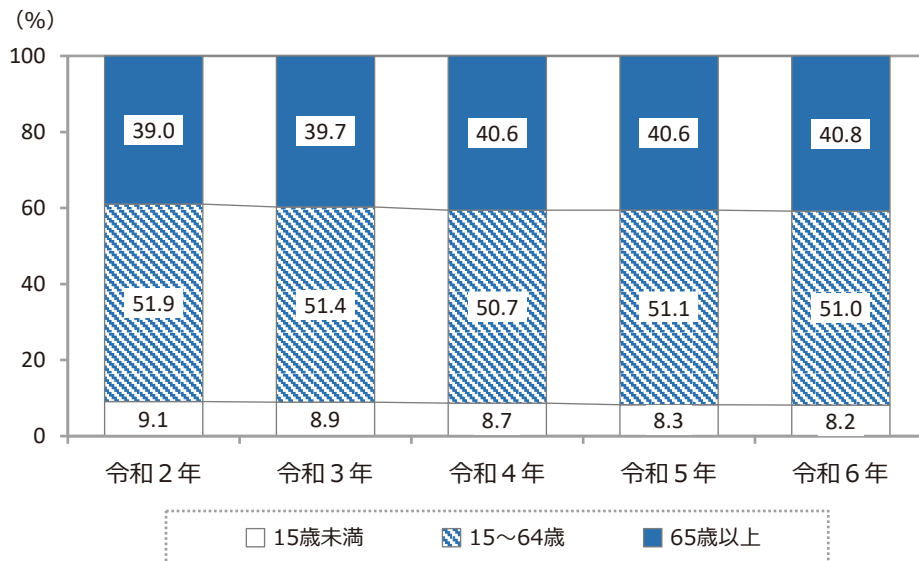
令和6年4月1日現在、本町の総人口は8,236人です。近年、老年人口（65歳以上）はピークアウトして微減傾向にさしかかっていますが、ほとんど横ばいの状況です。他方で、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）の減少に伴い、高齢化率は微増傾向で推移しています。

◆総人口及び三区分別人口の推移◆



資料：住民基本台帳（各年4月1日時点）

◆三区分別人口割合の推移◆

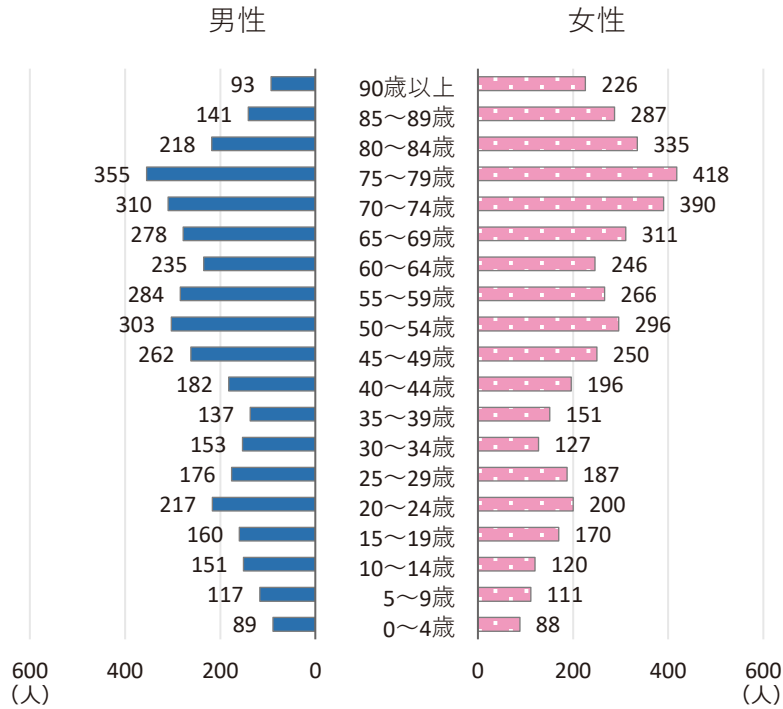


資料：住民基本台帳（各年4月1日時点）

2. 人口構造

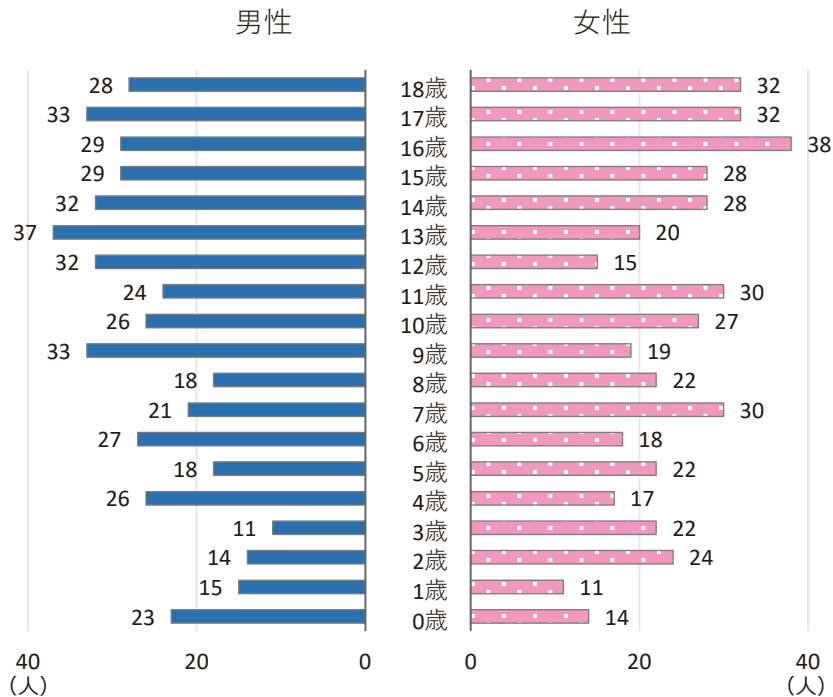
全体では、70～79歳と55～59歳の人口が多く、85歳以上と35～39歳と0～9歳の人口が他の年齢層に比べ少なくなっています。また、18歳以下の1歳階級で見ると、年齢ごとに増減はあるものの、年齢が下がるほど人口が少ない傾向にあります。

◆人口ピラミッド（5歳階級別）◆



資料：住民基本台帳（各年4月1日時点）

◆人口ピラミッド（18歳以下の1歳階級別）◆



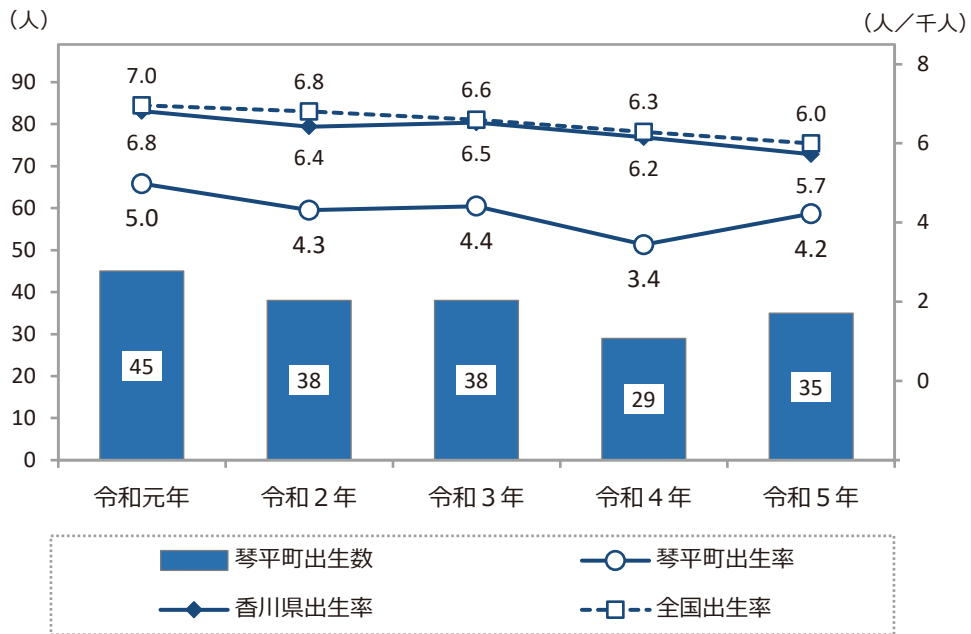
資料：住民基本台帳（令和6年4月1日時点）

3. 出生の状況

出生数・出生率ともに減少傾向にあり、出生率は全国及び県と比べて低い値で推移しており、令和5年の出生数は35人、人口千人対で見る出生率は4.2となっています。

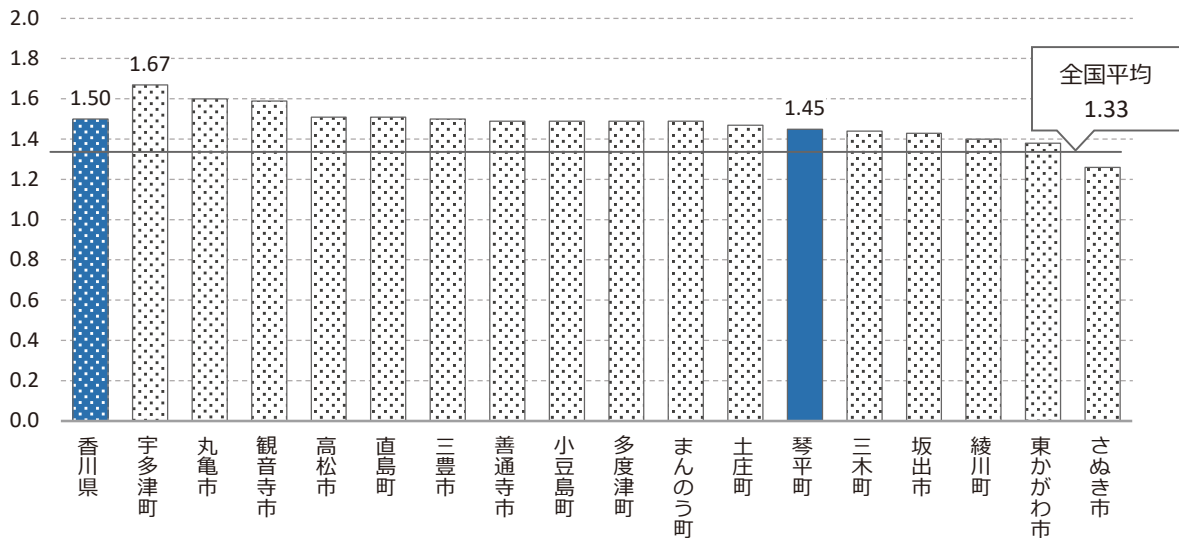
また、合計特殊出生率を見ると、本町は全国より高く、県と比べてやや低い1.45となっています。

◆出生数と出生率◆



資料：住民基本台帳

◆合計特殊出生率（県内市町比較）◆

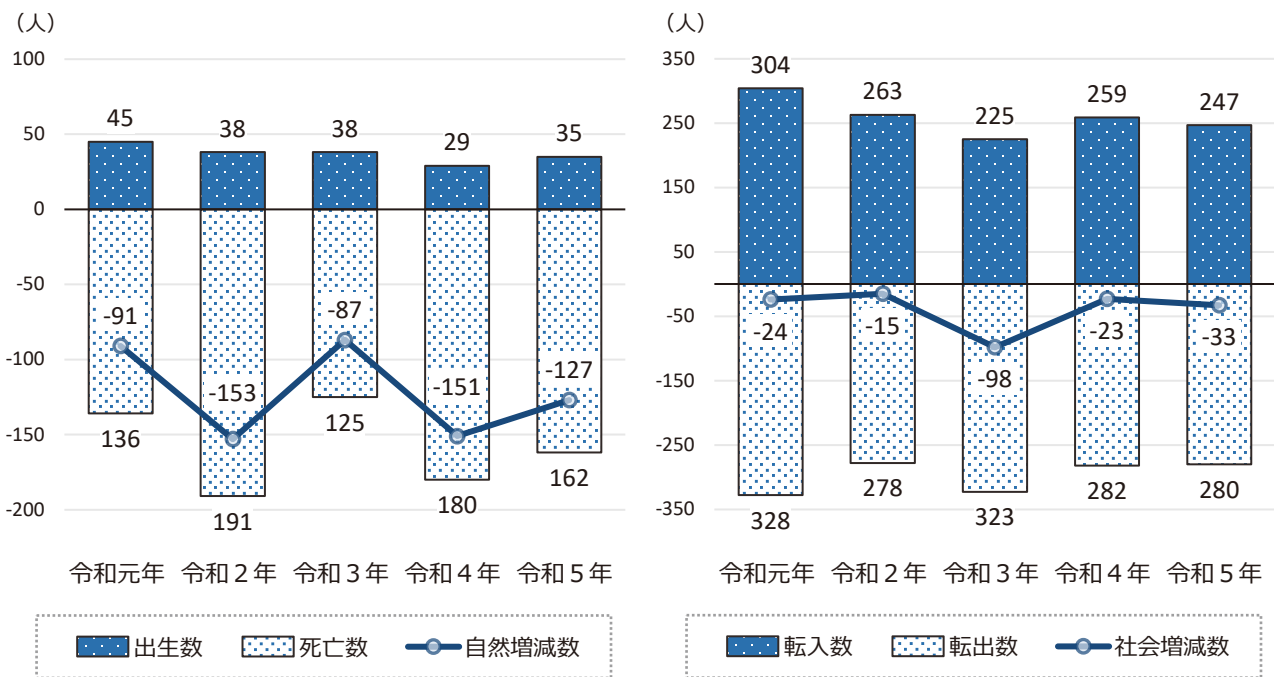


資料：人口動態統計特殊報告（平成30年～令和4年）

4. 自然増減と社会増減

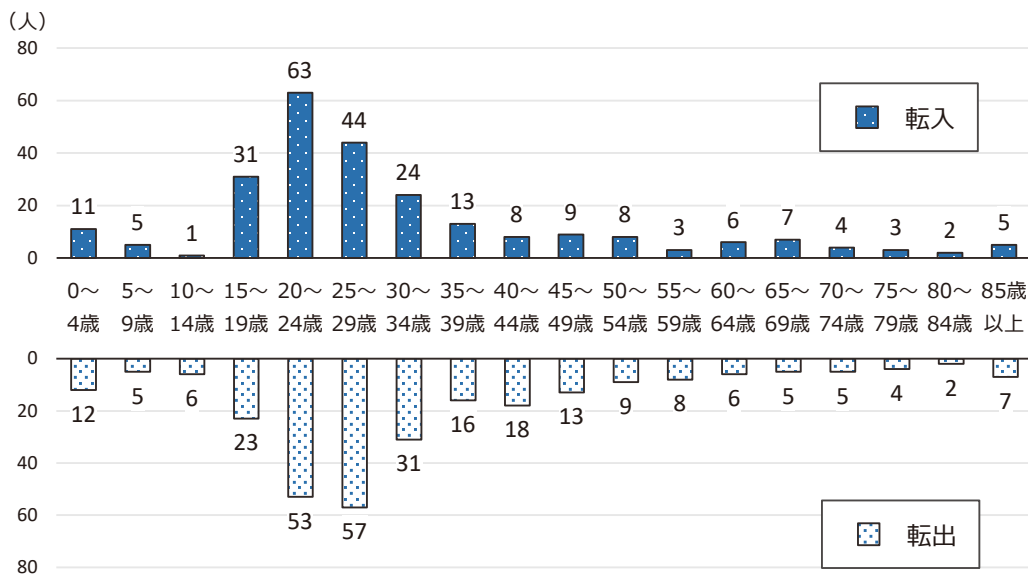
自然増減（出生数と死亡数の差）は減少で推移しており、その要因として出生数の減少と高齢化による死亡数の増加が考えられます。社会増減（転出数と転入数の差）は、近年は転出数が転入数を上回る社会減で推移しています。参考に、令和5年の1年間について5歳階級別の転入・転出の状況を見ると、15～24歳と65～69歳は転入超過、0～4歳、10～14歳、25～59歳、70～79歳、85歳以上は転出超過となっています。

◆自然増減と社会増減の推移◆



資料：住民基本台帳及び住民基本台帳人口移動報告

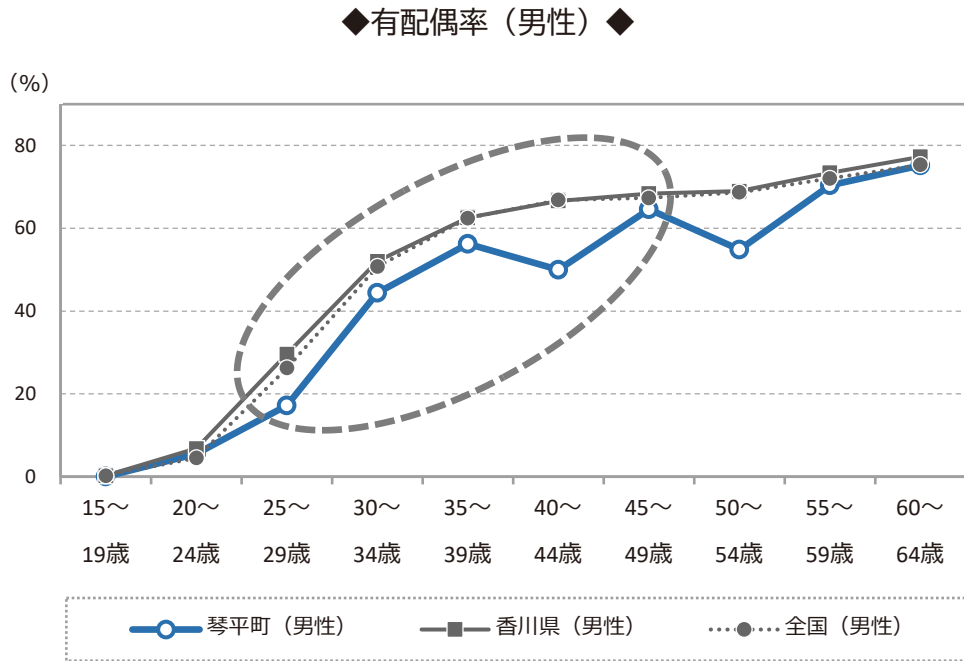
◆転入と転出の比較（5歳階級別）◆



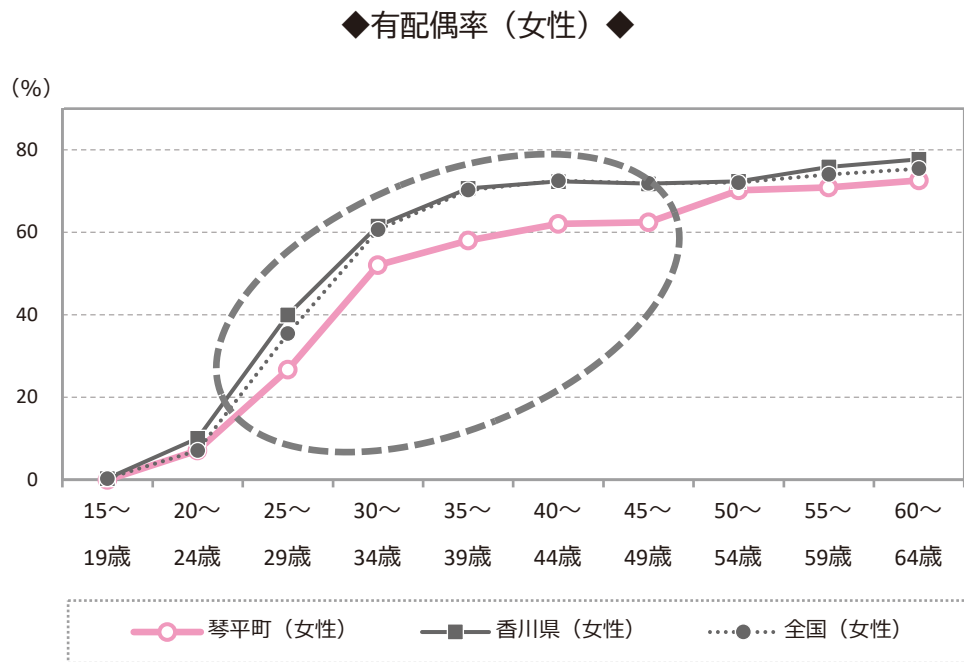
資料：住民基本台帳人口移動報告（令和5年）

5. 婚姻の状況

婚姻の状況を示す有配偶率を見ると、子育て世代と言える25～44歳で見ると、男女ともに全国及び県と比べて下回っています。



資料：国勢調査（令和2年）



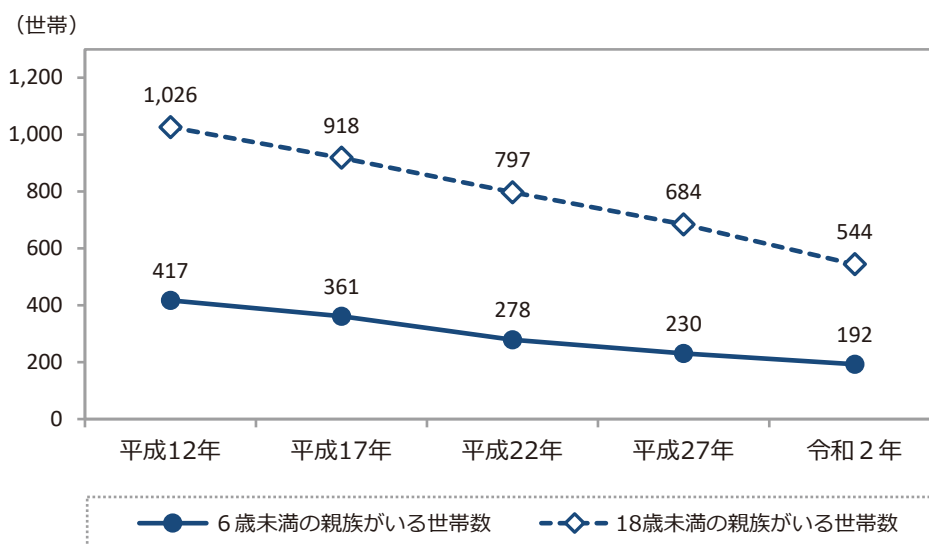
資料：国勢調査（令和2年）

6. 子どものいる世帯の状況

平成12年～令和2年の間の子どものいる世帯数の推移を見ると、減少傾向で推移しており、令和2年は6歳未満の親族がいる世帯数は192世帯、18歳未満の親族がいる世帯数は544世帯となっています。

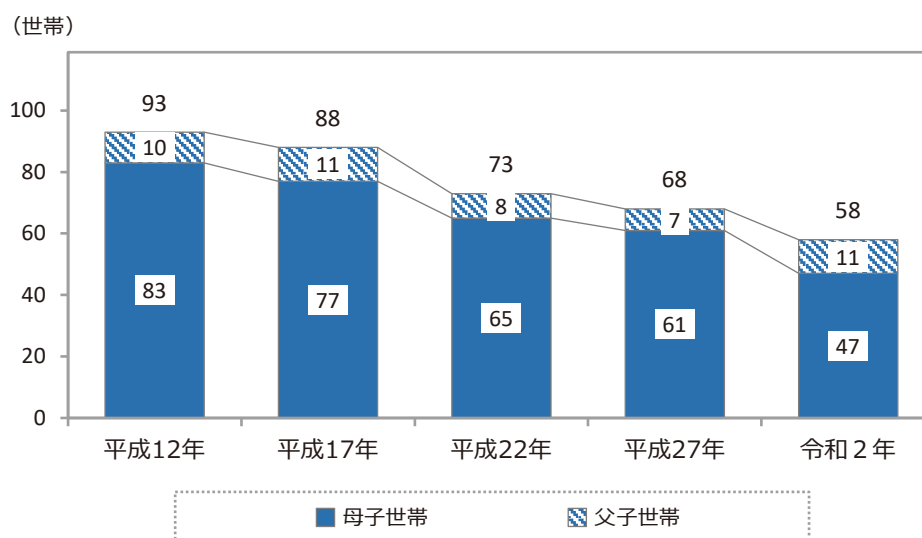
また、ひとり親世帯数は減少傾向で推移しており、令和2年は父子・母子世帯を合わせて58世帯となっています。

◆子どものいる世帯数◆



資料：国勢調査

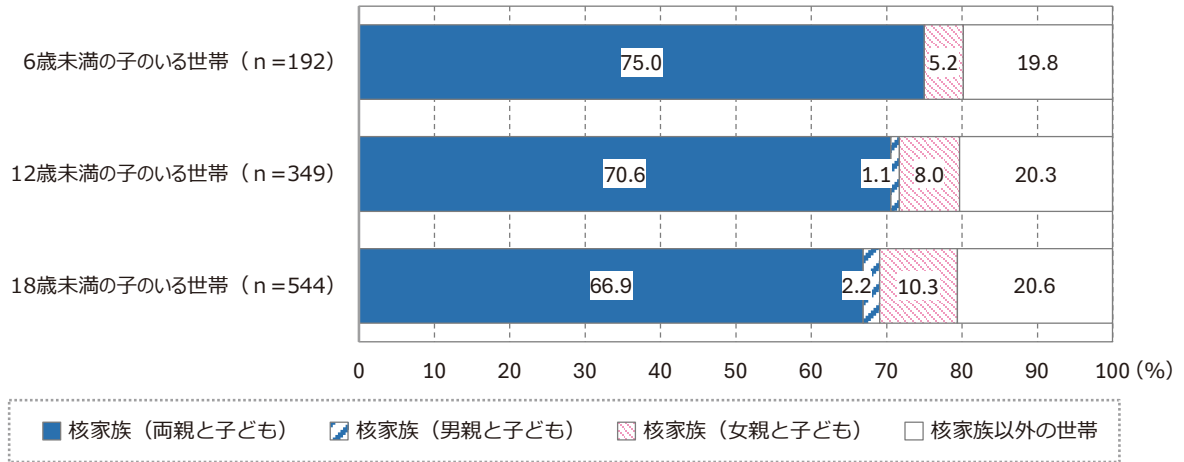
◆ひとり親世帯数◆



資料：国勢調査

子どものいる世帯の家族形態を見ると、「核家族以外の世帯」の割合は2割程度となっており、核家族の形態がほとんどを占めています。そのうち、6歳未満の子のいる世帯では5.2%、18歳未満の子のいる世帯では12.5%がひとり親世帯となっています。

◆子どものいる世帯の家族形態◆

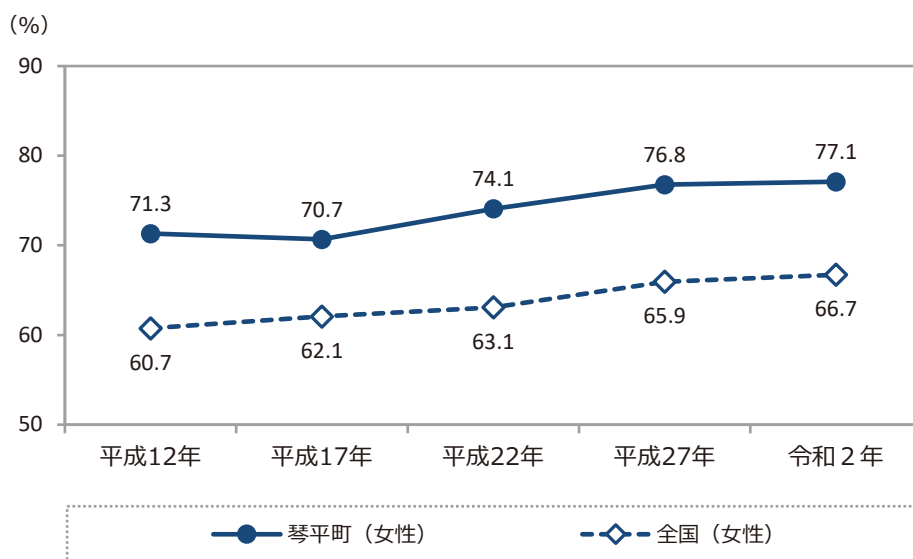


資料：国勢調査（令和2年）

7. 女性の就労状況

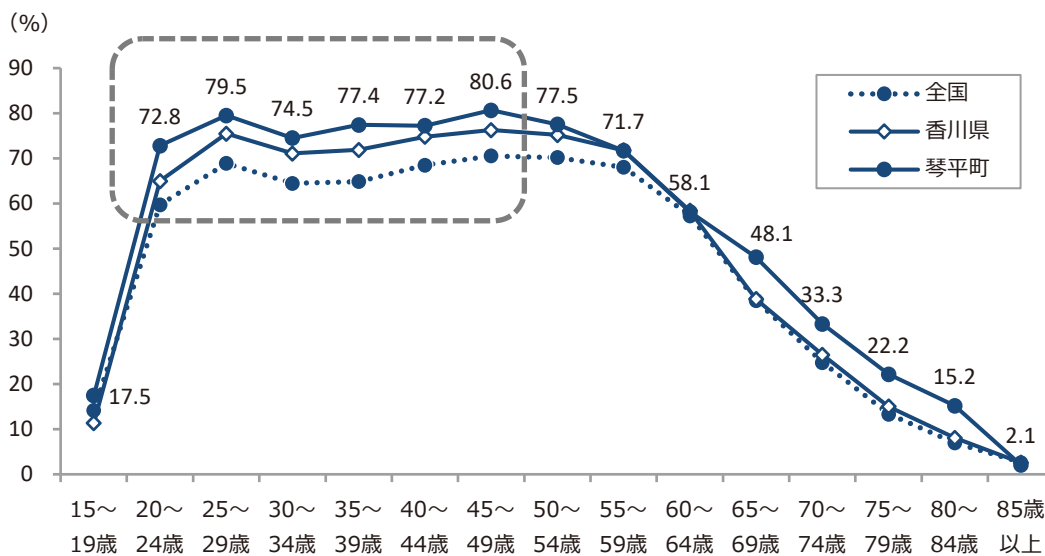
平成12年～令和2年の間の子育て世代（25～44歳）の女性就業率を見ると、全国を上回って推移しています。また、令和2年の女性就業率を5歳階級別に見ると、全国及び県と比較して、女性の就業率は20～40歳代を含む全年代にかけて、同程度もしくは高くなっています。更に、30歳代における出産や育児に伴う離職等により就業率が下がる、いわゆる「M字カーブ」は緩やかであることから、仕事をしながら子育てを行う住民に向けた施策を強化する必要があります。

◆就業率（女性：25～44歳）◆



資料：国勢調査

◆就業率（女性：5歳階級別）◆

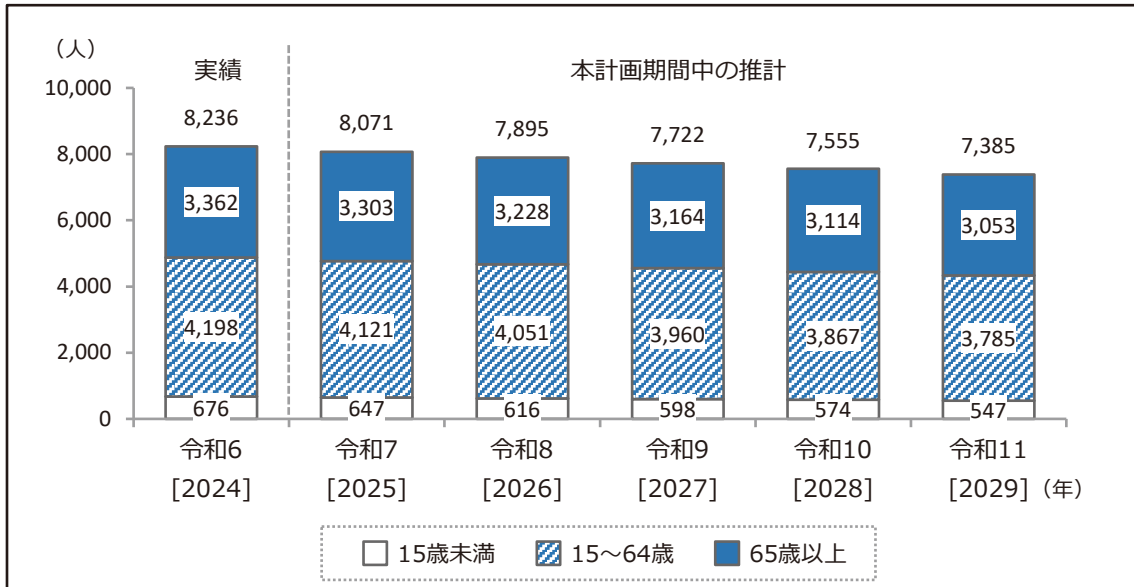


資料：国勢調査（令和2年）

8. 本町の人口予測

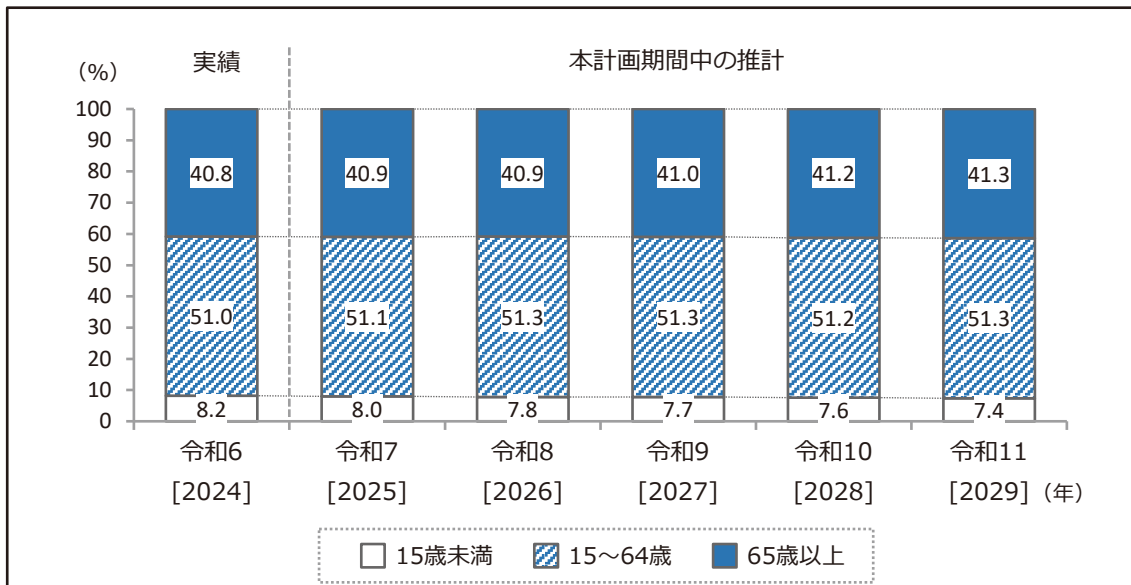
本計画策定のために人口推計を実施しました。その結果、総人口は減少しますが、老年人口（65歳以上）、生産年齢人口（15～64歳）、年少人口（15歳未満）もそれぞれ減少で推移することから、三区分別人口割合の推計に見られるとおり、少子高齢化は緩やかに進行することが予測されます。

◆総人口及び三区分別人口の推計◆



資料：住民基本台帳（令和2～6年の各年4月1日時点）をもとに推計（コーホート変化率法⁶）

◆三区分別人口割合の推計◆



資料：住民基本台帳（令和2～6年の各年4月1日時点）をもとに推計（コーホート変化率法）

⁶ 1歳以上は、特殊な人口変動がないと仮定し、その「変化率（過去5年の平均値）」を求め、それを乗ずることによって将来人口を求める。また、0歳は、出産該当年齢の女性とその年に生まれた子どもの割合（女性子ども比）を求め、それを乗ずることによって将来の出生人口を求める。過去や将来に特殊な人口変動要因がない場合の比較的近い将来の人口推計等に使用する。

9. 子どもの人口推計

子ども・子育てに関する事業等の見込み量算出の基礎データとして、子どもの人口推計を実施しました。

◆子どもの人口推計（1歳階級別）◆

	実績	本計画期間中の推計				
	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和9年 (2027年)	令和10年 (2028年)	令和11年 (2029年)
0歳	37	33	33	32	32	31
1歳	26	37	33	33	32	32
2歳	38	26	37	33	33	32
3歳	33	39	26	37	33	33
4歳	43	32	37	24	35	31
5歳	40	44	33	38	24	36
0～5歳計	217	211	199	197	189	195
6歳	45	40	43	33	39	24
7歳	51	46	41	44	33	38
8歳	40	51	46	41	44	33
9歳	52	39	50	45	40	43
10歳	53	50	37	48	43	38
11歳	54	53	49	38	48	42
6～11歳計	295	279	266	249	247	218
12歳	47	53	52	48	38	48
13歳	57	47	52	52	48	38
14歳	60	57	47	52	52	48
12～14歳計	164	157	151	152	138	134
15歳	57	58	56	46	51	51
16歳	67	59	60	58	48	52
17歳	65	67	59	60	58	48
15～17歳計	189	184	175	164	157	151
合計	865	831	791	762	731	698

資料：住民基本台帳（令和2～6年の各年4月1日時点）をもとに推計（コーホート変化率法）

◆本町をめぐる状況◆

人口の推移や人口構造による視点

本町の総人口は、年少人口（15歳未満）、生産年齢人口（15歳以上～65歳未満）が減少傾向で推移しており、近年、老年人口（65歳以上）においてもピークアウトして微減傾向で推移しています。ただし、総人口の減少とともに、総人口に対して高齢者の占める割合は年々増加しており、令和6年の高齢化率は40.8%となっています。人口構造では20歳代後半から40歳代のいわゆる子育て世代の人口が少なく、出生率も近年は国や県と比べて低く推移しており、結果として少子化を進行させています。

自然増減・社会増減による視点

近年、出生数の低下と高齢化による死亡数の増加から自然動態（出生数と死亡数の差）は自然減で推移しています。社会動態（転入数と転出数の差）においても、転出者が転入者を上回る社会減で推移しています。また、令和5年の転入と転出のバランスを年齢区分で見ると、20歳代の転出が最も多く、結婚・就職等を機にしたものであることが推測できます。これからも、本町に生まれ育った若者が留まりやすい子育て環境整備が求められます。

家族構成による視点

子どものいる世帯のうち核家族の割合は6割を超えており、ひとり親世帯への支援も含めて、核家族化を認識した様々な子育て支援を行っていく必要があります。

婚姻や女性の就労状況による視点

婚姻の状態を示す有配偶率について子育て世代（25～44歳）で見ると、国や県と比べて、男女ともに下回っています。その一方で、本町の25～44歳女性の就業率は、平成12年から令和2年にかけて、全国を上回って推移しているほか、30歳代のM字カーブが見られるものの全国・県に比べ、ゆるやかです。今後も、子育て家庭における共働き世帯の増加が見込まれることから、少子化にあっても保育ニーズの高まりを受け止められる体制づくりが必要です。

人口推計による視点

18歳未満の人口について、令和6年と本計画期間終了の令和11年を比較すると、減少で推移することが見込まれています。本町では、令和11年に統合こども園・統合小学校の開園及び開校を目指しており、教育・学習・保育的視点から子どもたちのことを最優先に考え、子育て当事者にとって、一層子どもを産み育てやすい環境づくりに一層取り組んでいくことが求められます。

第3章 教育・保育事業及び各サービス等の状況

本町では第2期計画の計画期間である令和4年4月に「南こども園」・「北こども園」が開園しているため、令和2～3年度実績値は、旧体制による本町の教育・保育事業のサービス提供体制を記載しています。

1. 幼児教育・保育施設の状況

本町には、認定こども園が2か所、保育園が1か所あります。

名称	公立・私立	1号認定定員(人)	2号認定定員(人)	3号認定定員(人)
南こども園 (令和4年4月開園)	公立	30	45	39
北こども園 (令和4年4月開園)	公立	30	45	39
社会福祉法人 あかね保育園	私立		54	36

(令和6年4月1日現在)

(1) 1号認定(3～5歳児/認定こども園の幼稚園機能を利用)

(人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
入所児童数(実績)	49	39	21	18	13
幼稚園	49	39			
認定こども園			21	18	13
第2期計画値	32	16	36	34	32

(各年度4月1日現在)

(2) 2号認定(3～5歳児/認定こども園の保育所機能を利用)

(人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
入所児童数(実績)	88	88	105	104	99
認定こども園			62	63	66
保育所(公立)	45	49			
保育園(私立)	43	39	43	41	33
第2期計画値	117	137	101	96	89

(各年度4月1日現在)

(3) 3号認定(0～2歳児/認定こども園の保育所機能を利用)

①3号認定(0歳児)

(人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
入所児童数(実績)	8	4	8	6	5
認定こども園			4	1	3
保育所(公立)	1	2			
保育園(私立)	7	2	4	5	2
第2期計画値	23	19	24	23	23

(各年度4月1日現在)

②3号認定(1歳児)

(人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
入所児童数(実績)	24	35	26	25	20
認定こども園			18	15	8
保育所(公立)	12	19			
保育園(私立)	12	16	8	10	12
第2期計画値 (1歳児・2歳児合算)	67	46	60	58	56

(各年度4月1日現在)

③3号認定(2歳児)

(人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
入所児童数(実績)	35	27	38	29	32
認定こども園			23	21	18
保育所(公立)	21	15			
保育園(私立)	14	12	15	8	14
第2期計画値 (1歳児・2歳児合算)	67	46	60	58	56

(各年度4月1日現在)

2. 小・中学校の状況

(1) 小学校の状況

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
学校数(校)		3	3	3	3	3
児童数(人)		346	326	304	288	293
内訳	1年生	55	51	38	45	44
	2年生	59	54	51	39	48
	3年生	48	55	53	51	41
	4年生	64	48	56	52	51
	5年生	59	60	46	54	53
	6年生	61	58	60	47	56
特別支援学級児童数 (全学年内訳)		14	20	19	18	19

(各年度5月1日現在)

(2) 中学校の状況

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
学校数(校)		1	1	1	1	1
生徒数(人)		168	171	168	162	156
内訳	1年生	59	53	57	55	45
	2年生	58	60	51	56	56
	3年生	51	58	60	51	55
特別支援学級生徒数 (全学年内訳)		8	7	7	10	9

(各年度5月1日現在)

(3) いじめ・不登校の状況

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
いじめ認知件数(件)		23	74	46	34	16
内訳	小学生	17	67	38	27	8
	中学生	6	7	8	7	8
不登校児童生徒数(人)		25	19	19	23	8
内訳	小学生	8	5	2	3	0
	中学生	17	14	17	20	8

(令和2～5年度は各年度末現在。令和6年度は8月1日現在)

※不登校児童生徒とは、30日以上欠席したもの(病気欠席を除く)です。

3. 健診・相談事業の状況

(1) 乳幼児健康診査の状況

(人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1か月児 健康診査	対象者数	42	42	31	36
	受診者数	40	31	22	36
4か月児 健康診査	対象者数	40	40	32	31
	受診者数	18	20	11	13
6か月児 健康診査	対象者数	38	41	34	24
	受診者数	8	14	7	9
11か月児 健康診査	対象者数	46	33	39	29
	受診者数	15	15	10	7
1歳6か月児 健康診査	対象者数	44	41	34	29
	受診者数	38	41	34	29
3歳6か月児 健康診査	対象者数	48	48	34	36
	受診者数	40	46	34	36

(各年度末現在)

(2) 妊婦健康診査の状況

(人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
妊婦健康診査	対象者数	48	20	36	38
	受診者数	48	20	36	38
妊婦歯科健康診査	対象者数	48	20	36	38
	受診者数	16	13	10	17

(各年度末現在)

(3) 健康相談事業の状況

(人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
乳幼児相談	相談者数	174	76	70	82
乳児家庭訪問	訪問数	38	29	25	32
養育支援訪問	訪問数	44	38	76	77
父子母子家庭等 福祉相談	相談者数	0	1	0	1

(各年度末現在)

4. 経済的支援の状況

(1) 各種手当の状況

(人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
児童手当	対象児童数	408	383	376	361	334
	受給者数	408	383	376	361	334
児童扶養手当	受給者数	78	75	68	66	64
特別児童扶 養手当	対象児童数	21	17	13	13	14
	受給者数	17	16	13	13	14
障害児福祉 手当	受給者数	5	3	2	2	2

(令和2～5年度の「児童手当」は4月1日現在、「児童扶養手当」及び「特別児童扶養手当」は8月1日現在、「障害児福祉手当」は4月1日現在。令和6年度は8月20日現在)

(2) 各種助成の状況

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
出産・子育て 応援給付金	対象者数 〔単位：人〕	制度なし	制度なし	69	76	25
	助成延べ件数 〔単位：件〕	制度なし	制度なし	69	76	25
新生児子育て 応援給付金	対象者数 〔単位：人〕	制度なし	制度なし	24	39	14
	助成延べ件数 〔単位：件〕	制度なし	制度なし	24	39	14
ひとり親家庭 等医療費助成	対象者数 〔単位：人〕	179	162	157	146	141
	助成延べ件数 〔単位：件〕	2,380	2,494	2,233	2,396	677
重度身体障が い児日常生活 用具給付事業	対象者数 〔単位：人〕	1	0	2	1	1
	助成延べ件数 〔単位：件〕	1	0	6	8	6
重度心身障がい 者等医療費助	対象者数 〔単位：人〕	233	229	213	207	205
	助成延べ件数 〔単位：件〕	6,826	7,188	7,068	6,602	2,037
乳幼児医療費 助成事業	対象者数 〔単位：人〕	272	242	239	403	362
	助成延べ件数 〔単位：件〕	4,516	4,806	4,331	7,659	2,446
子ども医療費 助成	対象者数 〔単位：人〕	657	643	612	431	429
	助成延べ件数 〔単位：件〕	6,590	7,856	7,633	6,093	1,938
未熟児養育医 療費助成事業	対象者数 〔単位：人〕	1	2	3	1	2
	助成延べ件数 〔単位：件〕	1	5	6	1	5
チャイルドシ ート助成制度	助成延べ件数 〔単位：件〕	37	24	8	-	-
小・中学校の 就学援助	対象者数 〔単位：人〕	50	49	40	35	26
	助成延べ件数 〔単位：件〕	50	49	40	35	26

(令和2～5年度は各年度末現在。令和6年度は8月1日現在)

※「出産・子育て応援給付金」及び「新生児子育て応援給付金」は令和4年度より事業が開始。

※「チャイルドシート助成制度」は令和4年度より廃止（経過措置により一部支給あり）

※「子ども医療費助成」は高校修了までが対象。

第4章 調査結果について

◆調査期間：

就学前児童の世帯：令和6年7月12日～7月26日

小学生のいる世帯：令和6年7月12日～7月19日

◆配布・回収：

就学前世帯：直接配布・郵送法（郵送による配布・回収）及びWEBアンケート

小学生世帯：郵送法（郵送による配布・回収）及びWEBアンケート

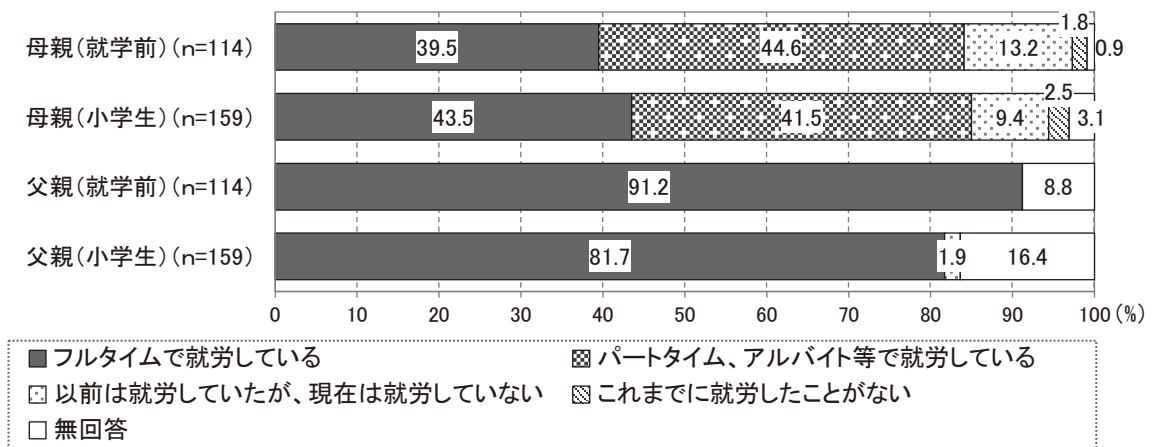
対象	配布数	回収数	回収率
就学前児童の世帯	210票	114票（紙：84 WEB：30）	54.3%
小学生のいる世帯	240票	159票（紙：120 WEB：39）	66.3%

1. 主な調査結果

(1) 保護者の就労状況

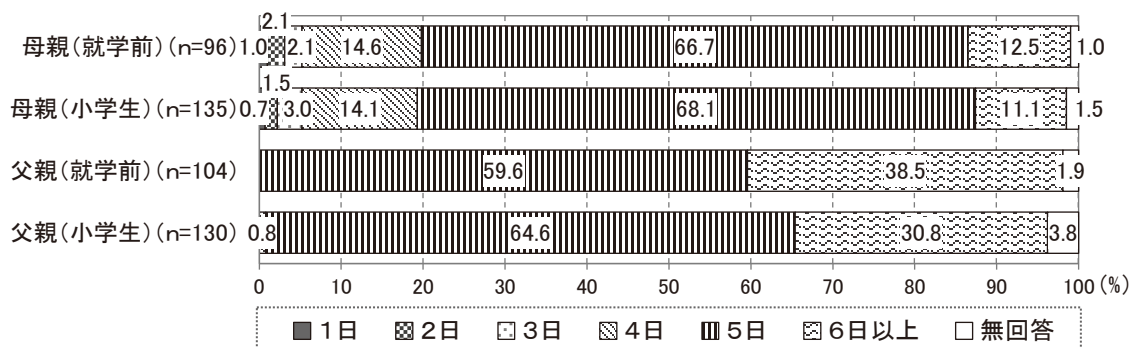
「フルタイムで就労」と「パート・アルバイト等で就労」を合わせた“就労している”を見ると、就学前児童の母親は84.1%、小学生の母親は85.0%となっています。

◆保護者（母親・父親）の就労状況◆



“就労している”保護者の就労日数を見ると、母親ではおよそ8割が“5日以上”、父親では9割以上が“5日以上”となっています。

◆保護者（母親・父親）の就労日数◆

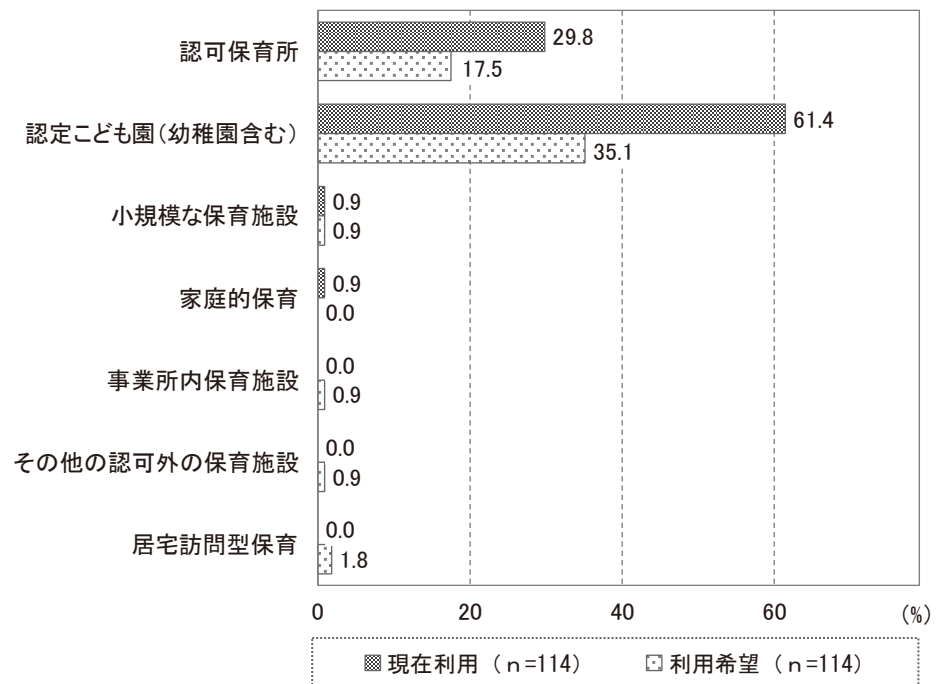


(2) 「定期的な」教育・保育の利用

就学前児童の世帯に、現在の「定期的な」教育・保育の利用状況を質問したところ、現在の利用では「認定こども園（幼稚園含む）」が61.4%と最も高く、次いで、「認可保育所」が29.8%となっています。

また、今後の「定期的な」教育・保育の利用状況を質問したところ、「認定こども園（幼稚園含む）」が35.1%と最も高く、次いで、「認可保育所」（17.5%）、「居宅訪問型保育」（1.8%）の順となっています。

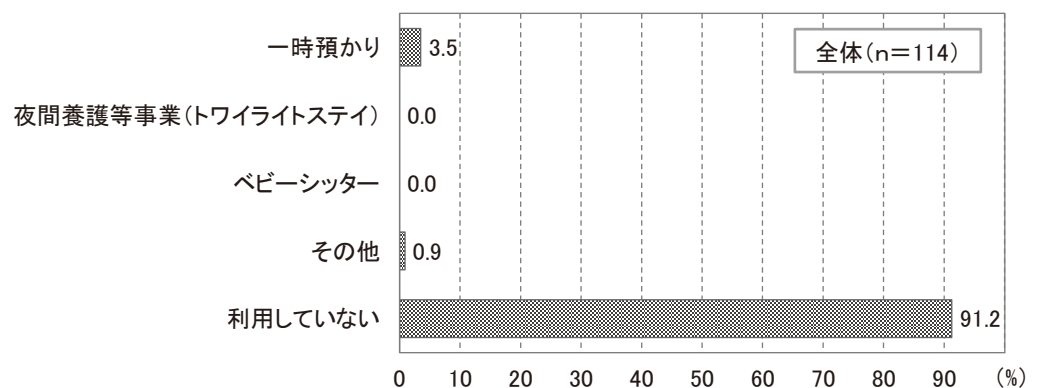
◆定期的な教育・保育の利用状況 就学前児童◆



(3) 「不定期的な」教育・保育の利用

就学前児童の世帯に、日中の「定期的な」保育や、病気やけがでの利用以外に、「不定期的な」教育・保育の利用状況を質問したところ、「利用していない」が91.2%と最も割合が高く、利用している方はごくわずかとなっています。

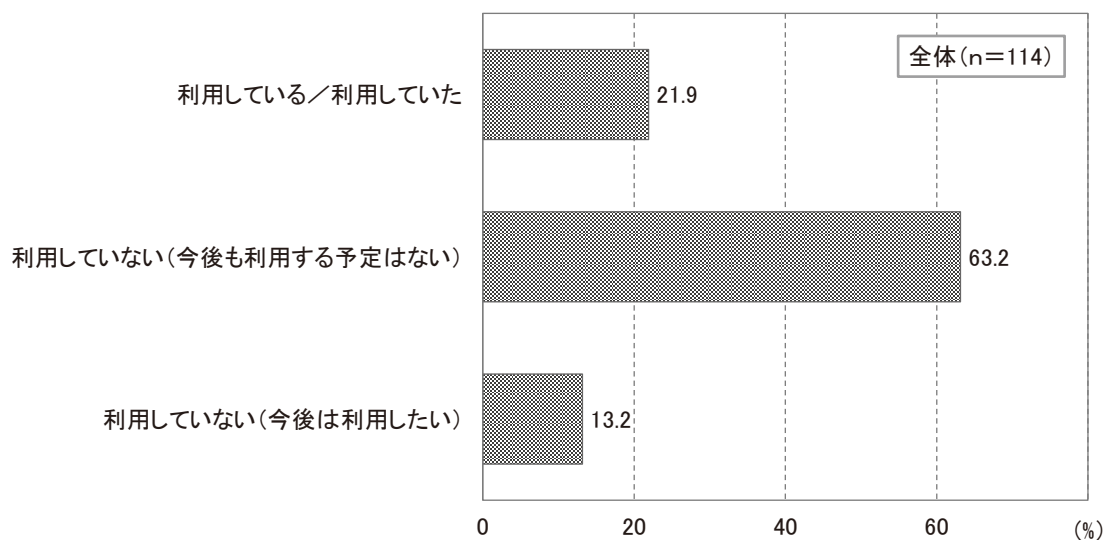
◆不定期的な教育・保育の利用状況 就学前児童◆



(4) 地域の子育て支援事業の利用

就学前児童の世帯に、地域子育て支援拠点施設（あかね保育園が実施している子育て支援センター「ひまわり」）の利用状況を質問したところ、「利用していない（今後も利用する予定はない）」が63.2%と最も高く、次いで、「利用している／利用していた」（21.9%）、「利用していない（今後は利用したい）」（13.2%）の順となっています。

◆子育て支援センター「ひまわり」の利用状況 就学前児童◆



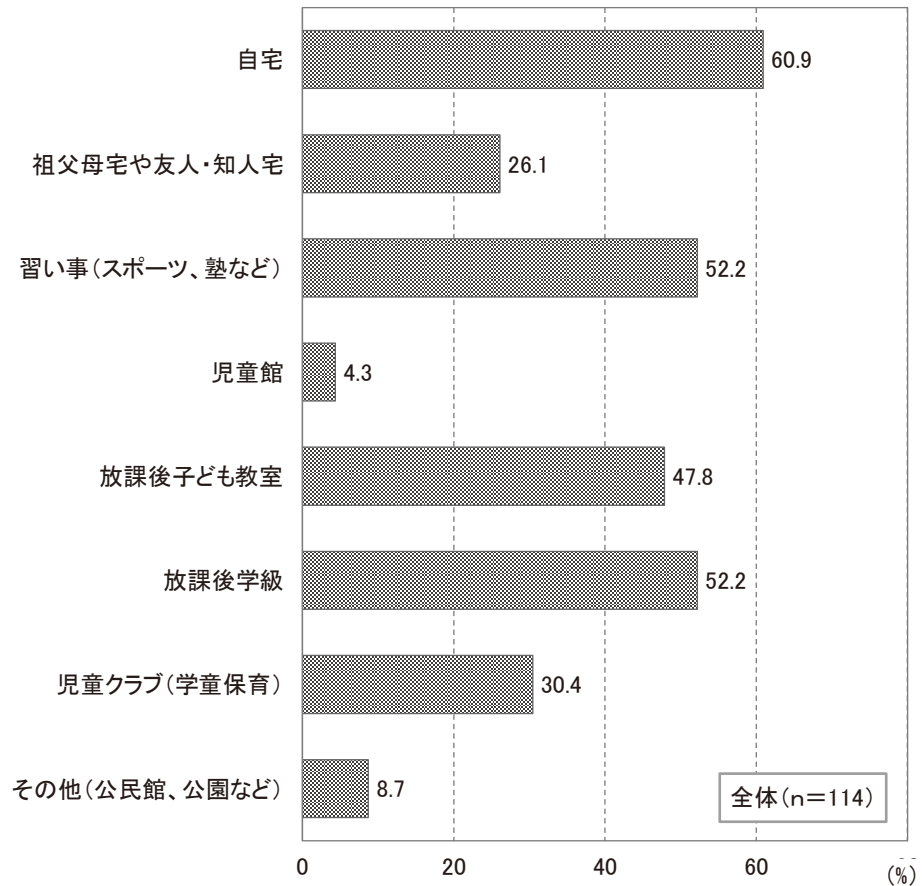
子育て支援センター「ひまわり」での活動の様子



(5) 放課後の過ごし方

就学前児童の世帯のうち、5歳以上である子のいる世帯について、小学校入学後に放課後を過ごさせたい場所を質問したところ、「自宅」が60.9%と最も高く、次いで、「習い事（スポーツ、塾など）」・「放課後学級⁷」（52.2%と同率）、「放課後子ども教室⁸」（47.8%）の順となっています。

◆小学校入学後に放課後を過ごさせたい場所 就学前児童◆



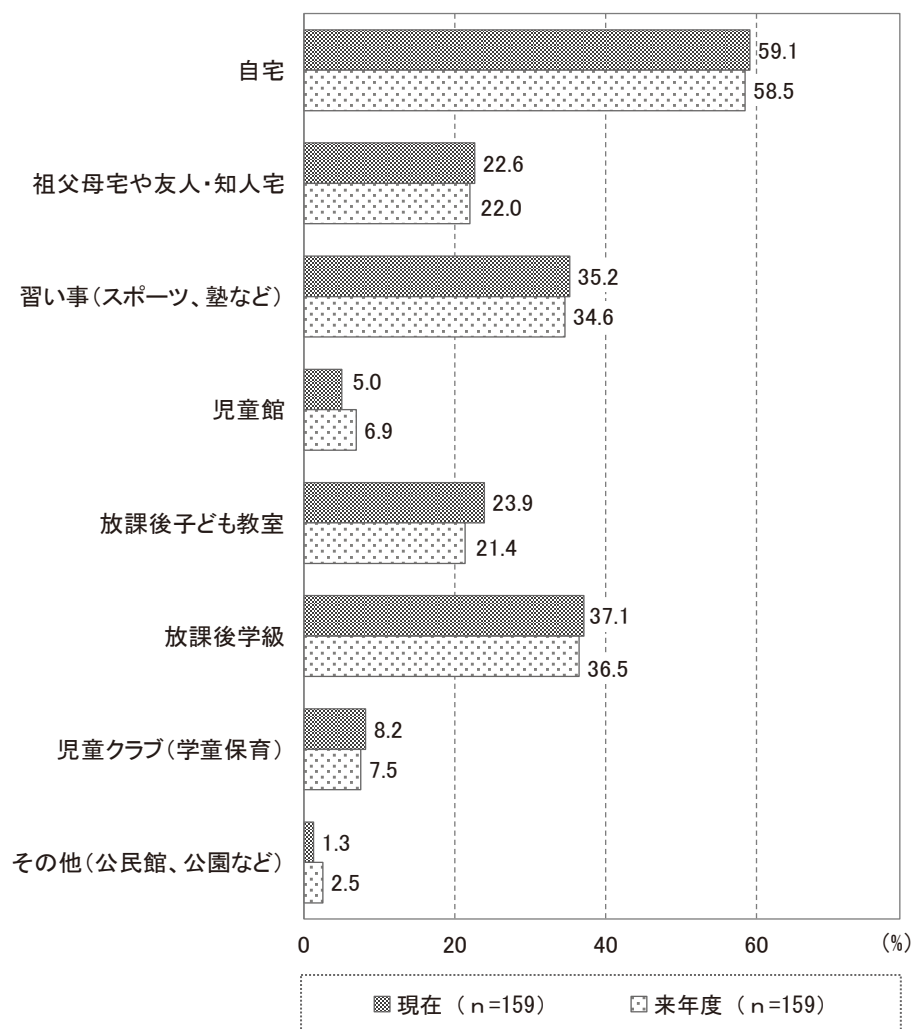
⁷保護者が就労等により昼間家庭にいない場合等に、町内の各小学校で、平日の放課後に、放課後児童指導員の指導の下、下校時間まで児童の預かりを行うもの。

⁸地域の方々の協力を得て、放課後等に小学校や公民館で学習・スポーツ・文化芸術活動等を体験する取組。保護者の就労の有無に関わらず、すべての小学生が利用可能。

なお、本町では、「放課後子ども教室」のなかに、「こんぴら子ども塾」があり、実現可能な水曜日に前述の事業を行っている。

また、小学生のいる世帯に、現在、放課後を過ごしている場所を質問したところ、「自宅」が59.1%と最も高く、次いで、「放課後学級」(37.1%)、「習い事(スポーツ、塾など)」(35.2%)の順となっており、来年度以降に放課後を過ごさせたい場所を質問したところ、「自宅」が58.5%と最も高く、次いで、「放課後学級」(36.5%)、「習い事(スポーツ、塾など)」(34.6%)の順となっています。

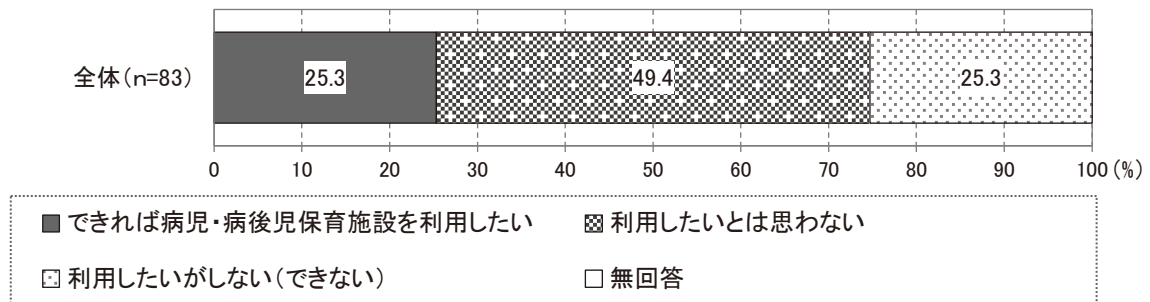
◆現在、放課後を過ごしている場所と来年度以降に放課後を過ごさせたい場所 小学生◆



(6) 病気やけがの際の対応

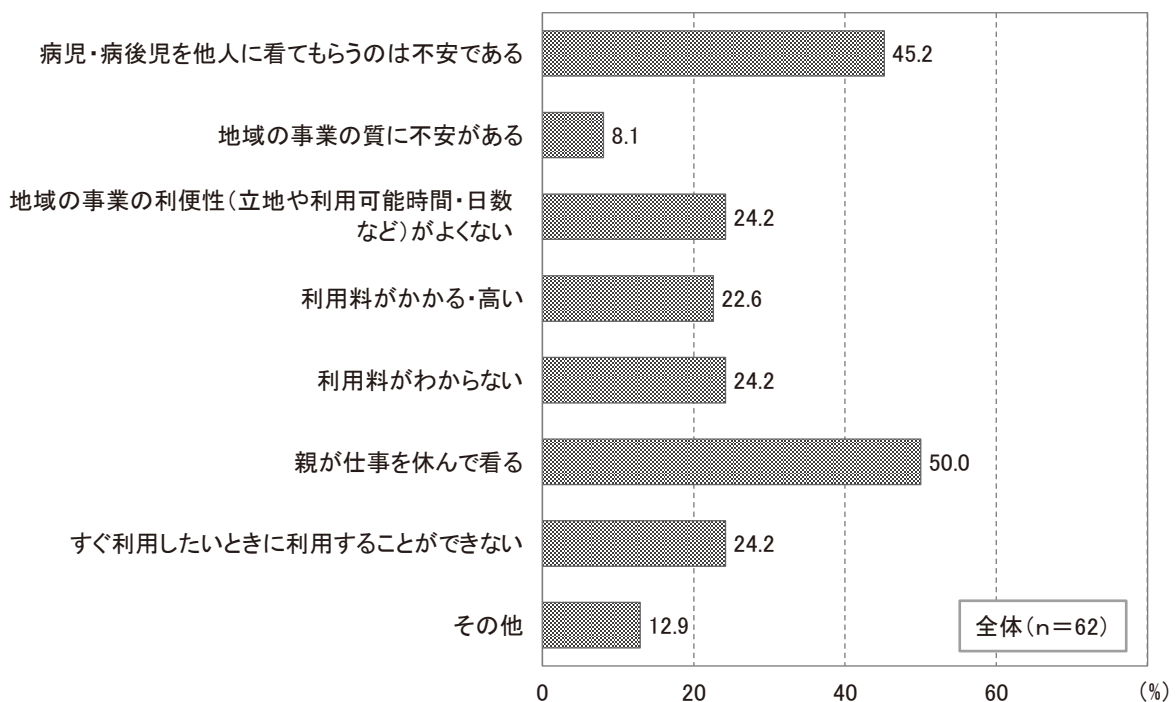
就学前児童の世帯のうち、子どもが病気やけがの際に父親又は母親が休んだ方に対し、病児・病後児保育施設を利用したいか質問したところ、「利用したいとは思わない」が49.4%と最も高く、次いで、「できれば病児・病後児保育施設を利用したい」・「利用したいがしない(できない)」(25.3%で同率)の順となっています。

◆病児・病後児保育施設の利用意向 就学前児童◆



上記の質問のうち、「利用したいとは思わない」又は「利用したいがしない(できない)」を回答した方に対し、その理由を質問したところ、「親が仕事を休んで見る」が50.0%と最も高く、次いで、「病児・病後児を他人に看てもらうのは不安である」(45.2%)、「地域の事業の利便性(立地や利用可能時間・日数など)がよくない」・「利用料がわからない」・「すぐ利用したいときに利用することができない」(24.2%で同率)の順となっています。

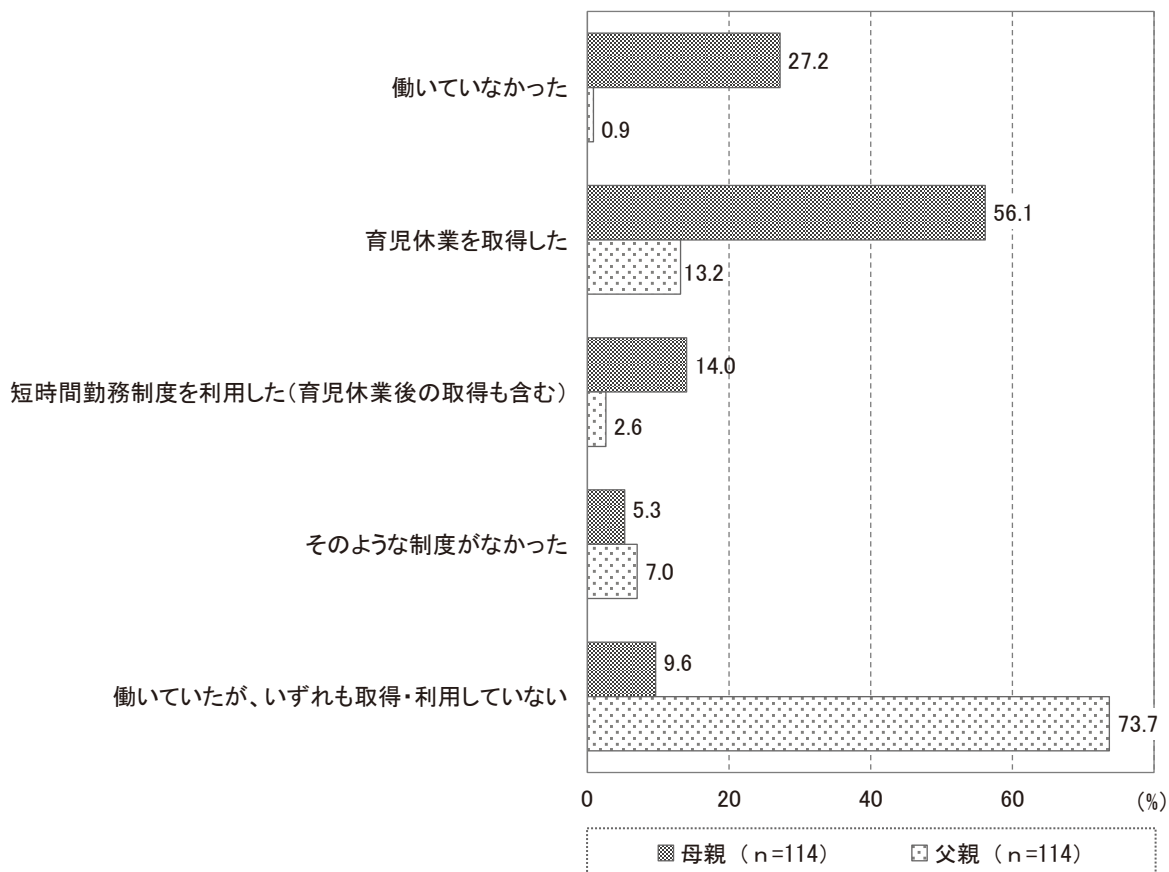
◆病児・病後児保育施設を利用しない理由 就学前児童◆



(7) 育児休業の取得

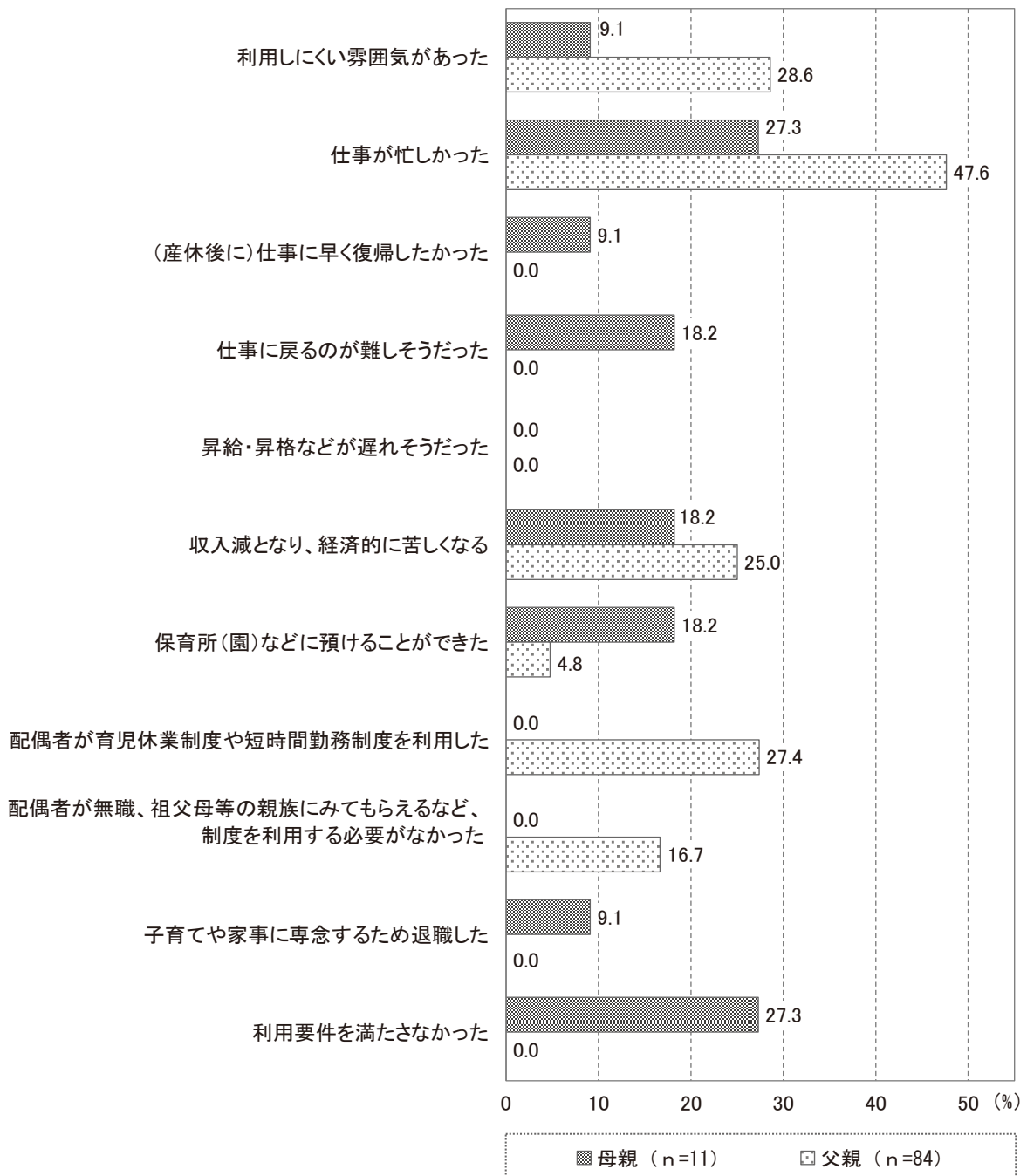
就学前児童の世帯のうち、お子さんが生まれたとき、育児休業制度又は短時間勤務制度を利用したかを質問したところ、母親では、「育児休業を取得した」が56.1%と最も高く、父親では、「働いていたが、いずれも取得・利用していない」が73.7%と最も高くなっています。

◆育児休業制度又は短時間勤務制度の利用 就学前児童◆



また、母親・父親のうち、「働いていたが、いずれも取得・利用していない」方に対し、育児休業制度や短時間勤務制度を利用しなかった理由を質問したところ、母親では、「仕事が忙しかった」・「利用要件を満たさなかった」が27.3%と同率で最も高く、父親では、「仕事が忙しかった」が47.6%と最も高くなっています。

◆育児休業制度や短時間勤務制度を利用しなかった理由 就学前児童◆

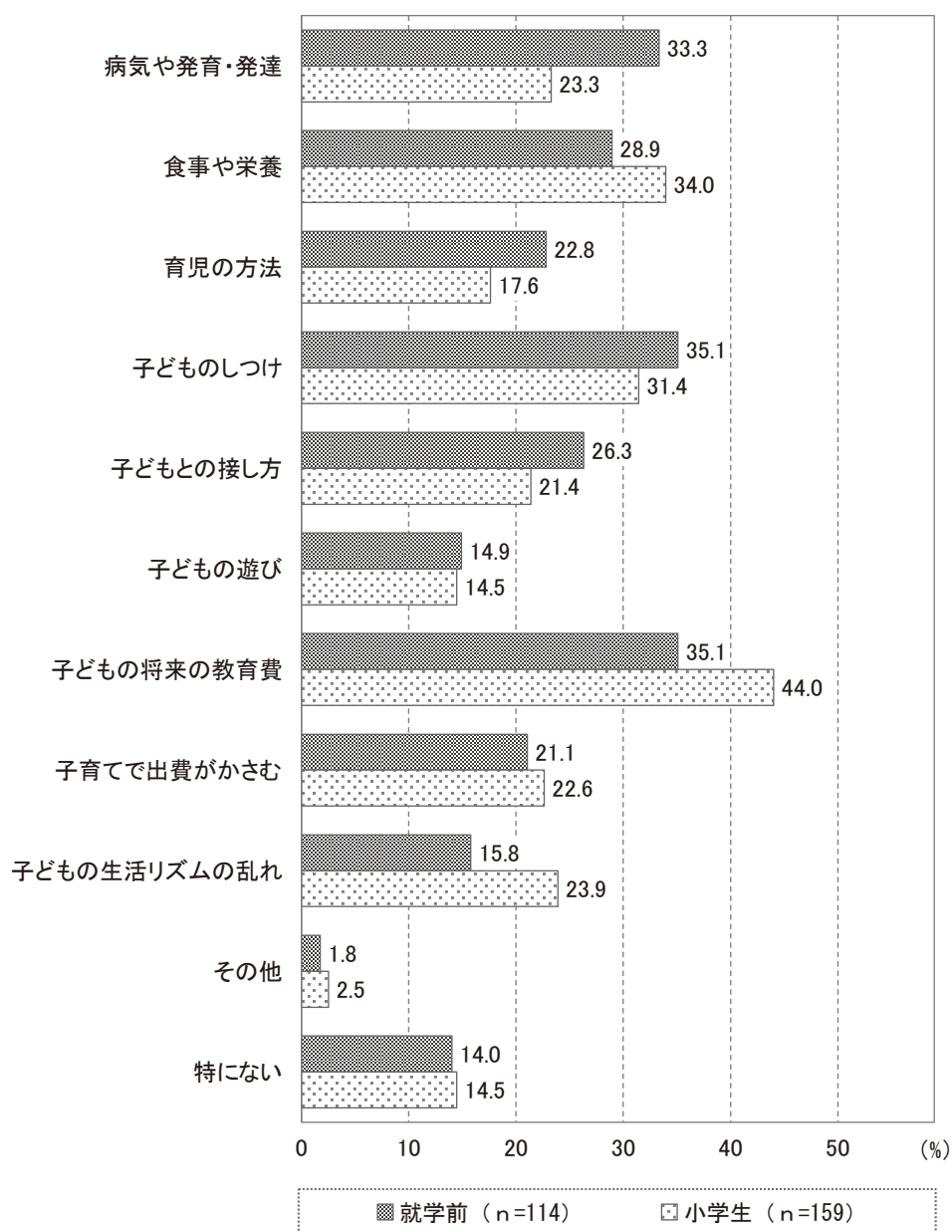


(8) 子育ての不安や悩みについて

子どもに関する不安や悩みについて質問したところ、就学前児童の世帯では、「子どものしつけ」・「子どもの将来の教育費」が35.1%と同率で最も高く、次いで、「病気や発育・発達」(33.3%)、「食事や栄養」(28.9%)の順となっています。

また、小学生のいる世帯では、「子どもの将来の教育費」が44.0%と最も高く、次いで、「食事や栄養」(34.0%)、「子どものしつけ」(31.4%)の順となっています。

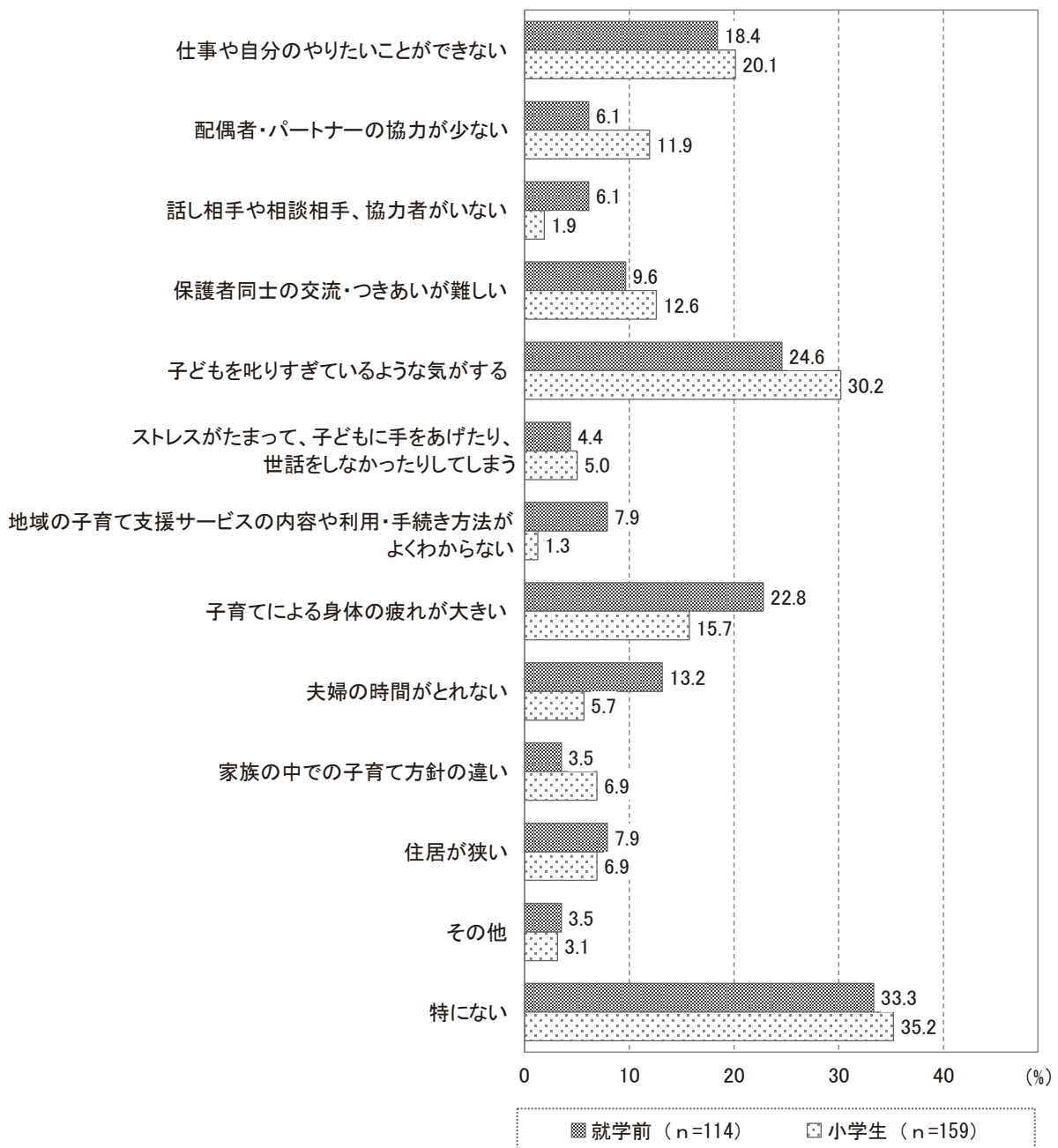
◆子どもに関する不安や悩み◆



保護者自身の不安や悩みについて質問したところ、就学前児童の世帯では、「特にない」が33.3%と割合が高くなっていますが、悩みや不安で見ると、「子どもを叱りすぎているような気がする」が24.6%と最も高く、次いで、「子育てによる身体の疲れが大きい」(22.8%)、「仕事や自分のやりたいことができない」(18.4%)の順となっています。

また、小学生のいる世帯では、「特にない」が35.2%と割合が高くなっていますが、悩みや不安で見ると、「子どもを叱りすぎているような気がする」が30.2%と最も高く、次いで、「仕事や自分のやりたいことができない」(20.1%)、「子育てによる身体の疲れが大きい」(15.7%)の順となっています。

◆保護者自身の不安や悩み◆

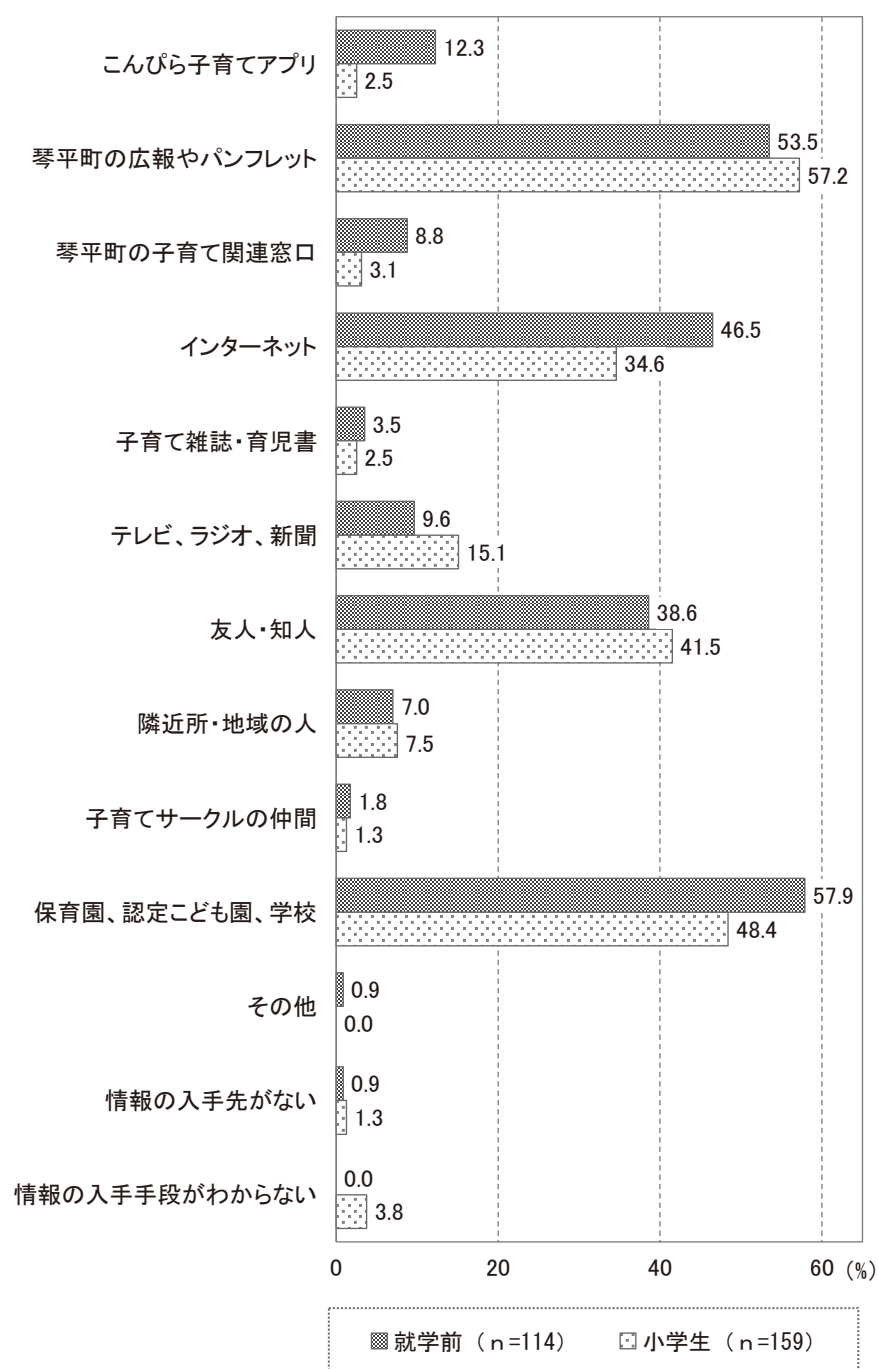


(9) 子育てに関する情報の入手先について

子育てに関する情報の入手先について質問したところ、就学前児童の世帯では、「保育園、認定こども園、学校」が57.9%と最も高く、次いで、「琴平町の広報やパンフレット」(53.5%)、「インターネット」(46.5%)の順となっています。

また、小学生のいる世帯では、「琴平町の広報やパンフレット」が57.2%と最も高く、次いで、「保育園、認定こども園、学校」(48.4%)、「友人・知人」(41.5%)の順となっています。

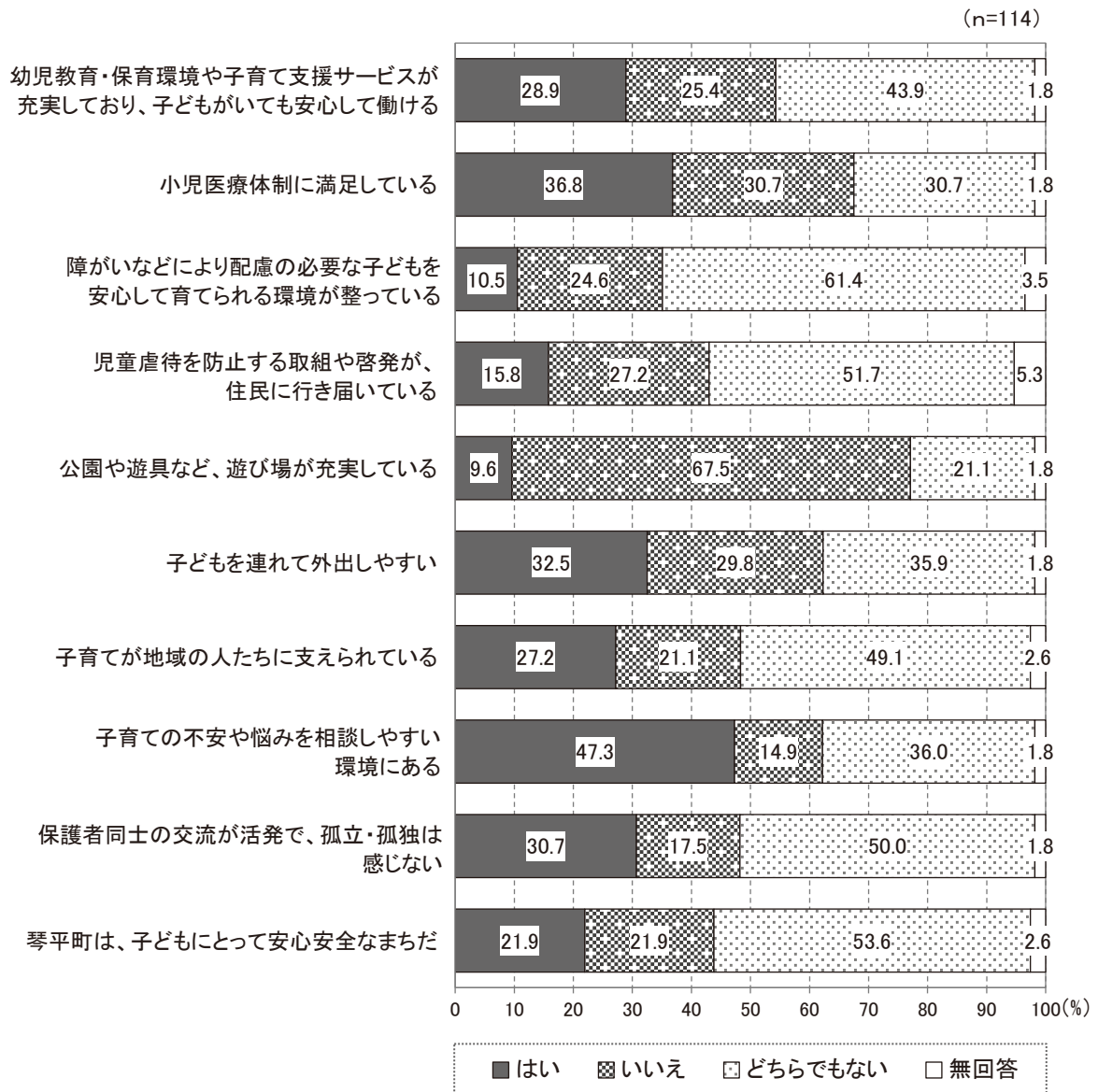
◆子育てに関する情報の入手先◆



(10) 本町の子育て環境への印象

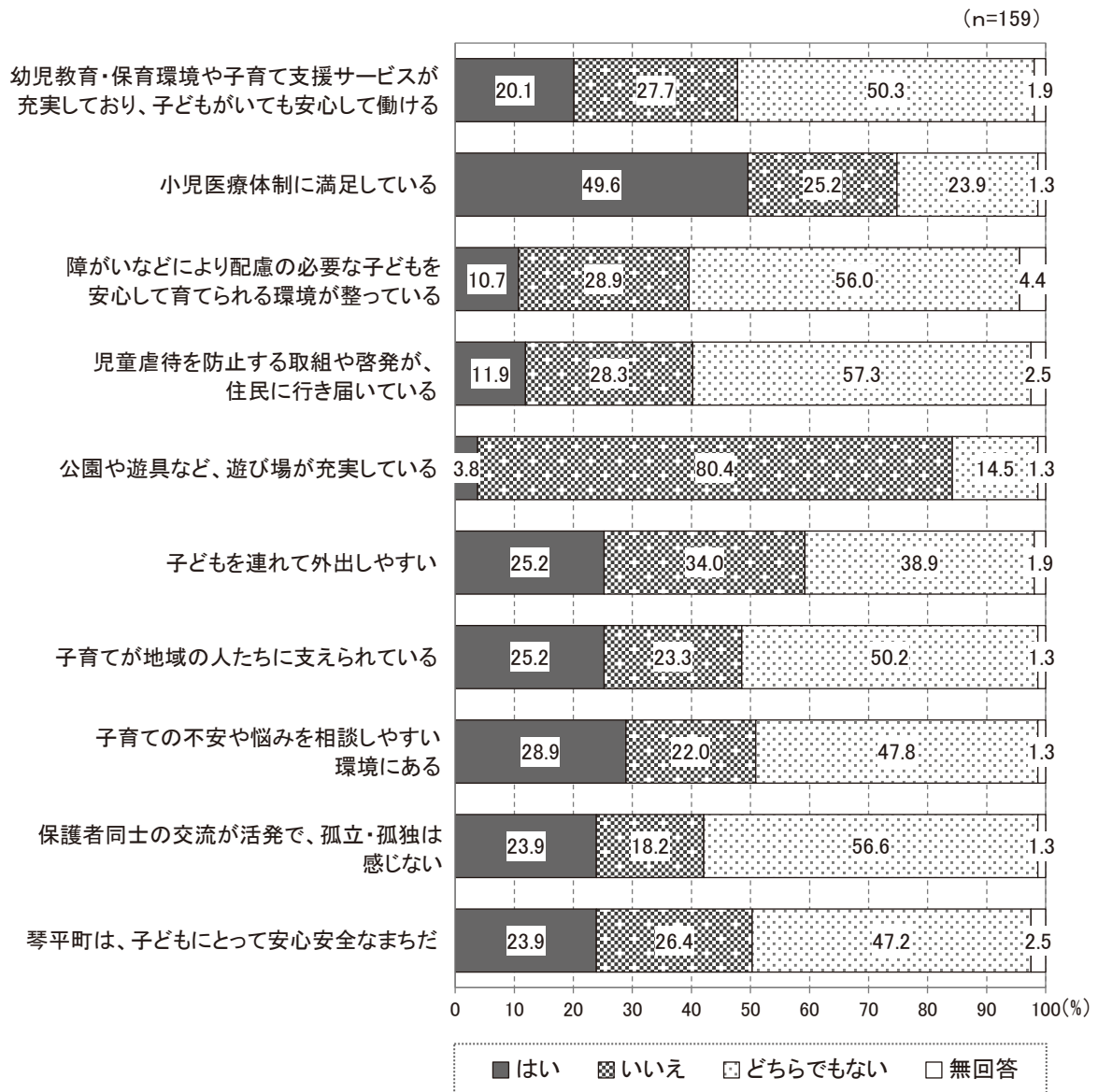
就学前児童の世帯に、本町の子育て環境に関する印象を質問したところ、「子育ての不安や悩みを相談しやすい環境にある」が47.3%と最も高く、次いで、「小児医療体制に満足している」(36.8%)、「子どもを連れて外出しやすい」(32.5%)の順となっています。

◆本町の子育て環境に持つ印象 就学前児童◆



また、小学生のいる世帯に、本町の子育て環境に関する印象を質問したところ、「小児医療体制に満足している」が49.6%と最も高く、次いで、「子育ての不安や悩みを相談しやすい環境にある」(28.9%)、「子どもを連れて外出しやすい」・「子育てが地域の人たちに支えられている」(25.2%で同率)の順となっています。

◆本町の子育て環境に持つ印象 小学生◆

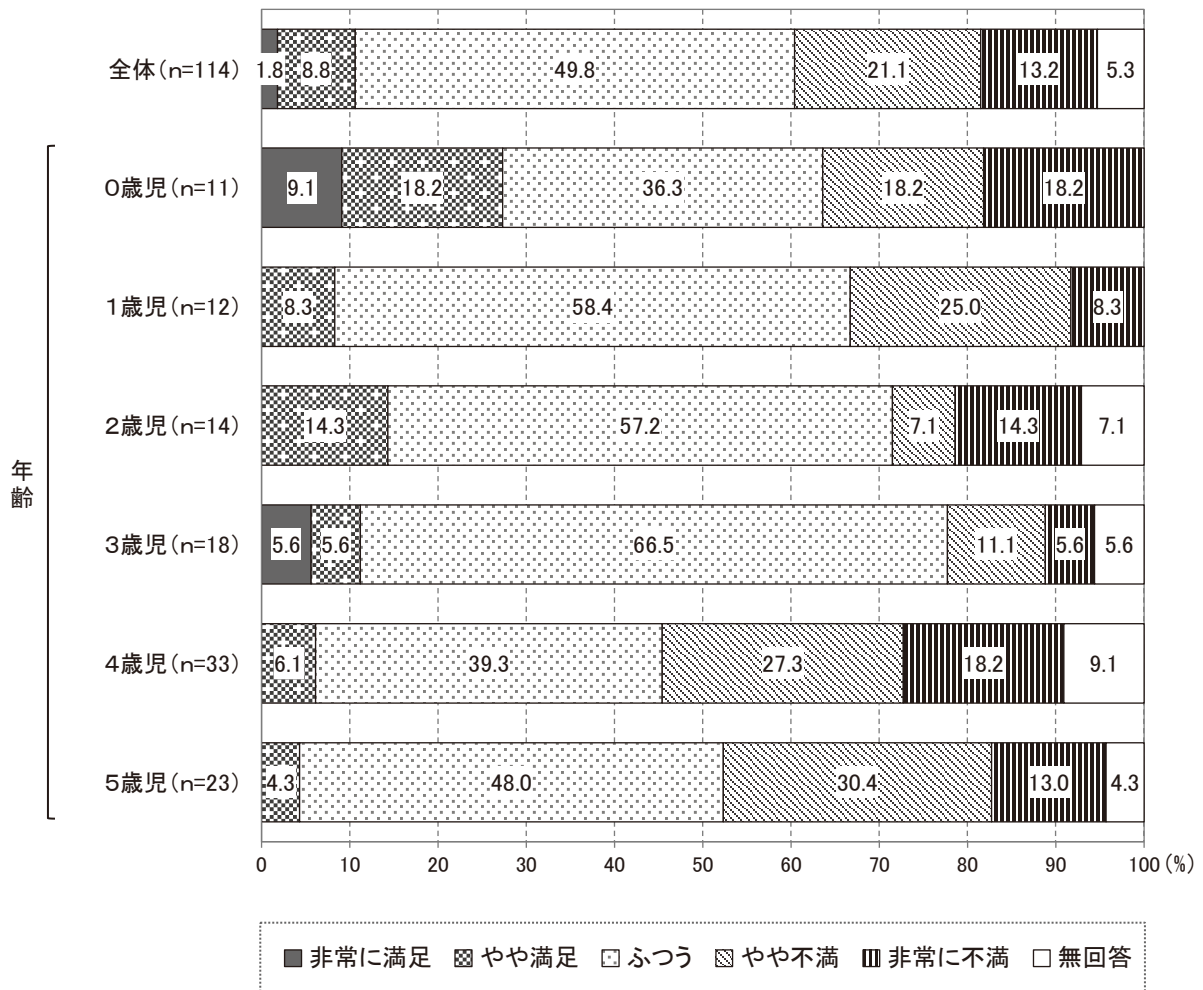


(11) 子育て環境や子育て支援への満足度

本町の子育て環境や子育て支援への満足度について質問したところ、就学前児童の世帯では、「非常に満足」(1.8%)と「やや満足」(8.8%)を合わせた“満足”が10.6%、「やや不満」(21.1%)と「非常に不満」(13.2%)を合わせた“不満”が34.3%となっています。

また、加齢につれて、子育て環境や子育て支援への満足度が低下する傾向にあります。

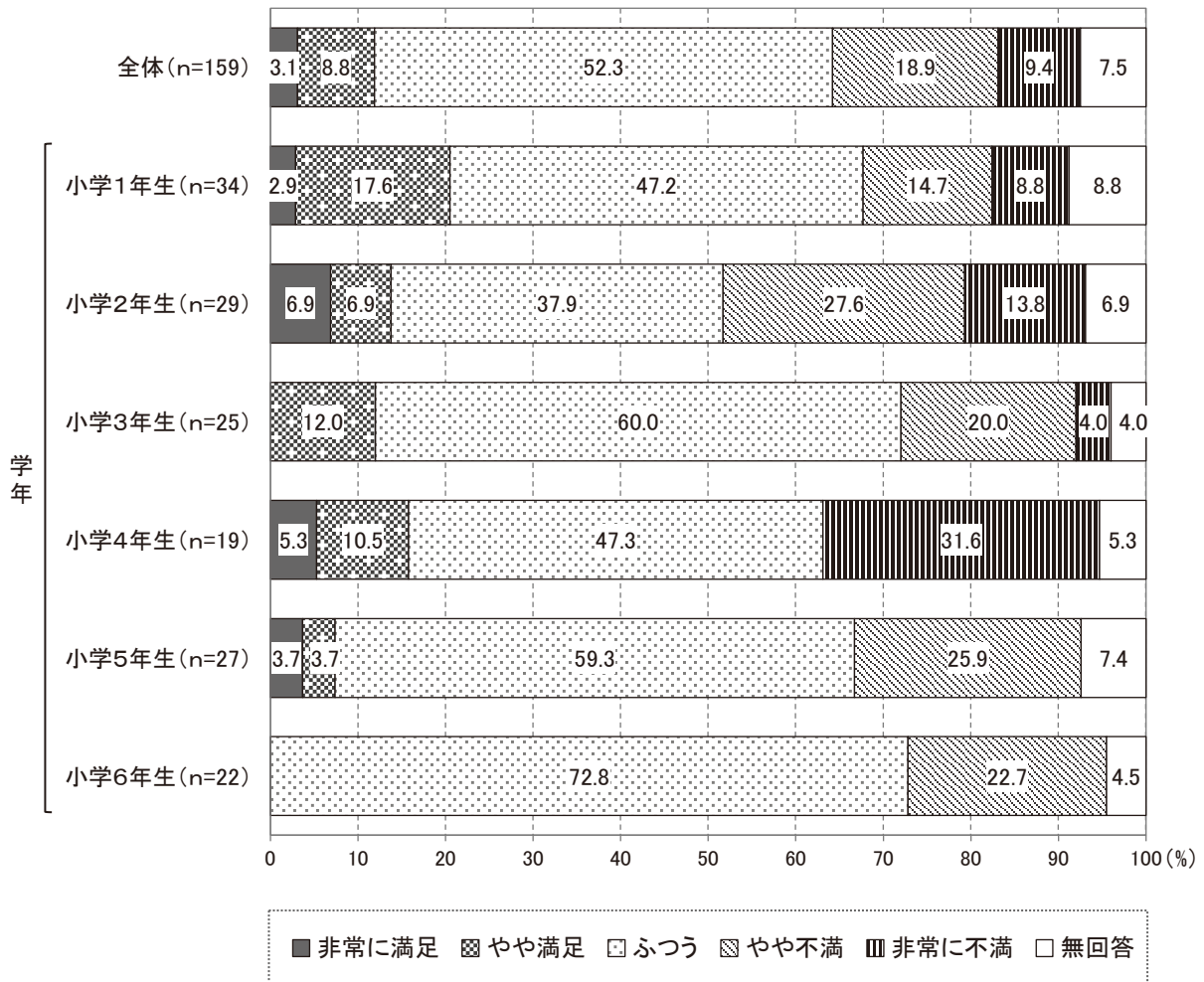
◆子育て環境や子育て支援への満足度 就学前児童◆



小学生のいる世帯では、「非常に満足」(3.1%)と「やや満足」(8.8%)を合わせた“満足”が11.9%、「やや不満」(18.9%)と「非常に不満」(9.4%)を合わせた“不満”が28.3%となっています。

特に小学4年生の世帯で、「非常に不満」の割合が高くなっています。

◆子育て環境や子育て支援への満足度 小学生◆



(12) 本町の子育て環境及び取組・施策全般への意見（自由記述）

◆自由記述のピックアップ（就学前児童の世帯）◆

■ 遊び場の不足

- ・子連れで遊べる公園がない。V i s p oことひら近くの公園の遊具は壊れたまま放置されている。多度津から越してきたが、子育てのしにくさを感じている。
- ・遊ぶ場所がない。小学校統合を急いでほしい。
- ・公園等の子どもを遊ばせる場所がない。図書館がなく不便だ。
- ・環境のよい公園がなく、V i s p oことひらの遊具も使用禁止のままである。子ども、子育てによい環境を整備してほしい。小学校の校舎新設は必要ではなく、今ある学校を利用すべき。
- ・保育士の数が足りないのかもしれないが、血眼になってでも増やしてほしい。子どもが遊べるような場所が、町内に全くといっていいほどない。
- ・公園、図書館等、遊ぶ場所がない。ベビーベッド、ベビーサークル等のレンタルサービスがあれば嬉しい。

■ 子育て支援の充実

- ・子ども園の先生方は皆さん子どもたちによくしてくれている。役場の方たちも同じようなモチベーションで子育て支援に尽力してほしい。
- ・子育て支援はK O T O C Aではなく現金にしてほしい。
- ・近隣市町の方が子育て支援センターの内容が充実しており、そちらを利用していた。そこでは、他の琴平町民の方も利用されていた。近隣市町を参考に、町民が利用したいと思えるような支援センターになるよう、内容を考えていただきたい。

■ 教育施設の改善

- ・小学校統合を早くしてほしい。児童館の利用方法等、更に周知してほしい。
- ・来年小学校入学を迎えるが、放課後学級、学童保育の情報を早めに提供してほしい。利用料金や内容、申込みの流れ等、資料を配布してほしい。
- ・公共の建物は、こども園や小学校等どこも古く、暗く不衛生なトイレが多い。子どもたちや親がのびのびと遊べたり集まったりする公園設備もなく、自分たち大人に不便がなければ気にならない大人ばかりなのかと思うことは多々ある。
- ・保育園近隣の道が狭く、送迎時に事故が起きそうで危険である。統合小学校子ども園予定地も、主要道沿いではなく狭い町道沿いになりそうなので、送迎時の事故が心配。教育施設周辺は歩道があり、車が余裕を持って通行できるように周辺環境の整備をお願いしたい。

■ 医療や保育の充実

- ・小さい施設でもいいので、一時預かり事業を復活させてほしい。
- ・医療の無償化は非常に助かっているし、琴平に住みたいと思うはず。
- ・発達障がいの子どものが、安心して通える支援業者や幼稚園、こども園がなく、町外に出ないといけな環境に不満を抱く。
- ・病院、図書館がない。高齢者の町だ。
- ・保育料が高い。
- ・町内に病児保育施設を設置してほしい。

◆自由記述のピックアップ（小学生のいる世帯）◆

■ 遊びの場・学びの場の不足

- ・図書館がほしい。小学校の各教室にエアコンを標準で備え付けてほしい。
- ・公園、図書館は隣町へ行かないと施設がない。小学校統合で空いた土地を有効活用し、施設の拡充を検討してほしい。
- ・子どもが安心して遊べる環境の整った公園がほしい。雨天の休日に体育館等の施設を開放してほしい。
- ・施設の老朽化が著しい。公園が少ない。教育に更に投資してほしい。
- ・公園を作ってほしい。支援センターを利用しやすい施設にしてほしい。
- ・子どもたちが気軽にいける遊び場が少ない。年配の方から子どもたち、子育て世代の人たちが、いつ来ても誰かがいて、図書室があったり遊ぶ場所があったり、話ができるような場所。空調等の過ごしやすい場所が前提。誰もが気兼ねなく集える施設があったらいいと思う。
- ・保育施設の老朽化、小学校のトイレの改修。
- ・図書館がない。公共施設の老朽化が激しい。
- ・公園がない。運動する場所がほしい。
- ・子どもが集まり遊べる公園がない。小児病院がない。子育て世代には魅力的ではない。
- ・公園、図書館がほしい。榎井小学校の図書館を更に充実させてほしい。

■ 子育て支援の強化

- ・放課後教室、児童クラブ等、入学前の説明だけでは分からない。長期休暇の利用申請も、文書での説明、申請書を配布してほしい。第一子の入学時は、全てが分かりづらい。一年生の保護者には、丁寧な説明と声掛けが必要。
- ・本町は高齢者への支援が多く、子どもへは少ないと感じている。このままでは町内の人口が減少する一方だと思う。
- ・給食費を無償化してほしい。
- ・少子化に対しての役場の動きが遅い。児童生徒数は危機的だと思う。
- ・予算がないのであれば、保護者から寄付金を集めるなど、何か対策は考えないのか。不衛生な環境で身障者設備もなく、私をはじめ障がい児を抱えている親にとって、不安しかない環境の小学校がとても残念。
- ・いつでもどこでも助け合いができる琴平町にしてほしい。就業の有無に関係なく、親の就業状態の差や所得に関係なく接していただける指導員を教育し、子ども同士の差を持たせずに子どもが楽しくいられる居場所づくりや体験学習の充実をさせてほしい。
- ・3人目の給食費、18歳までの医療費の無償化はありがたい。

■ 安全の確保

- ・子どもを安全に遊ばせる公園がない。
- ・街灯の設置等、歩道の安全を確保してほしい。
- ・学校のバリアフリー化や、障がい者用の駐車スペースを増やしてほしい。

2. 調査結果から見える傾向と課題

◆母親・父親の勤務状況について

就学前児童のいる母親の就業率は84.1%、小学生のいる母親の就業率が85.0%となっており、共働き世帯が多いことがうかがえます。また、勤務日数の状況から父親が長時間労働の状況にあることが見受けられます。更に、育児休業の取得について、就学前児童の世帯のうち、育児休業制度又は短時間勤務制度を利用したかを質問したところ、半数の母親は取得したと答えていますが、父親では、「働いていたが、いずれも取得・利用していない」が最も高くなっており、男女間での差が顕著となっています。

共働き世帯が安心して就労できる環境づくりのために、就学前児童に対する幼児教育・保育の施設整備や子育て支援センター「ひまわり」による相談事業等を充実します。あわせて、小学生に対する「放課後子ども教室」・「放課後学級」の充実により、共働き世帯への子育て支援を強化していく必要があります。

◆就学前児童の「定期的な教育・保育事業」の利用について

町内には、認定こども園2か所、保育園1か所を設置していますが、今後の利用意向においても、本町の認定こども園の利用希望が高くなっています。

本町では令和11年の統合こども園・統合小学校の開園及び開校を目指しており、今後も子育て家庭の多様なニーズに応えられる施設の維持と内容の充実に努める必要があります。

◆小学校の放課後の過ごし方について

小学生の現在の放課後の過ごし方については「自宅」が最も多く、「放課後学級」は37.1%となっており、今後も、放課後学級は一定数の利用ニーズが見られることから、子育て家庭が安心して働ける環境整備のために、今後も「放課後学級」の充実に図っていく必要があります。

◆子どもの病気やけがの際の対応について

就学前児童の世帯において、子どもが病欠をする場合は父親又は母親が仕事を休む割合が一定程度見られました。またその際に病児・病後児保育施設を利用したいという割合は25.3%となっています。そのうち、「利用したいとは思わない」又は「利用したいがしない(できない)」を回答した方は、半数が「親が仕事を休んで見る」と答える一方で、「地域の事業の利便性(立地や利用可能時間・日数など)がよくない」・「利用料がわからない」・「すぐ利用したいときに利用することができない」と答える保護者も2割ほど見られました。今後も本町の様態に応じた病児・病後児に対する対応を図っていくことが求められます。

◆子育ての不安や悩みについて

子どもに関する不安や悩みの内容を見ると、就学前児童の世帯では、子どものしつけ、将来の教育費、病気や発育・発達、小学生のいる世帯では、将来の教育費、食事や栄養、子どものしつけ等の割合が高くなっています。また、保護者自身に関する不安や悩みの内容を見ると、就学前児童、小学生の世帯を問わず、子どもを叱りすぎていると感じていたり、自分のやりたいことができないストレス、身体的な疲労を感じている割合が高くなっています。

核家族化の影響や近所付き合いの希薄化等から、子育ての不安や悩みを気軽に相談できない家庭の割合も一定数あることが想定されるため、各種事業や相談支援体制の充実等を通じて、子育ての不安や悩みをできるだけ低減できるように努める必要があります。

◆子育てに関する情報の入手先について

子育てに関する情報の入手先の内容を見ると、就学前児童の世帯では、「保育園、認定こども園、学校」が57.9%と最も高く、次いで、「琴平町の広報やパンフレット」・「インターネット」が半数近くを占めています。また、小学生のいる世帯では、「琴平町の広報やパンフレット」が57.2%と最も高く、「保育園、認定こども園、学校」・「友人・知人」と4割ほどを占めています。また、本町では子育て支援アプリ「こんぴら子育てアプリ」を導入しており、就学前児童の世帯では12.3%、小学生のいる世帯では20.1%が情報の入手先として回答しています。

今後も、本町の子育てに関する情報提供体制を工夫することで、住民サービス及び満足度向上につなげるとともに、住民のニーズ把握による効果的な施策展開に努めます。

3. 計画策定に向けた視点

(1) “子どもの最善の利益”を尊重した教育・保育・子育て支援の推進

乳幼児期の育ち方はその子どもの一生の育ちに強く影響すると言われていますが、保育園・認定こども園等の教育・保育事業や様々な子育て支援事業、各種健診や相談事業において、子どもの最善の利益が尊重される量と質の確保とサービスの提供に努めます。また、学童期・思春期においても健やかな育ちが約束される環境づくりを目指すため、小・中学校や放課後学級等の量と質の確保と施設や教育内容の充実を図ります。

(2) 小学生の放課後健全育成事業（放課後学級）の充実

共働き世帯やひとり親家庭等が子どもを放課後に安心安全に預けられるよう、町内の各小学校で実施する放課後学級の充実に努めます。また、子どもが多様な体験や活動ができるよう、放課後子ども教室との連携を図ります。

(3) 育児に課題を抱える保護者への支援と児童虐待の防止

育児に不安を抱えながらも周囲からのサポートが得られなかったり、育児ストレスをためこんだりするなど、児童虐待につながる可能性がある親や家庭に、子ども・保健課内にある琴平町子育て世代包括支援センター（母子部門）と琴平町子ども家庭総合支援拠点（児童部門）での総合相談をはじめ、社会福祉法人あかね保育園に委託した子育て支援センター「ひまわり」での相談、幼児健診の機会や各種相談事業、関係機関・団体との情報共有を図ることで適切な支援を行います。また、児童虐待防止のため、要保護児童対策地域協議会や児童相談所等、関係機関との連携強化を図ります。

(4) 障がいのある子どもに対する支援の充実

障がいのある子どもに対して、就学前においては教育・保育施設における受け入れを充実するとともに、小・中学校卒業後のライフステージにおいて、つながりのある支援が受けられるよう、琴平町障害者相談支援事業として、相談支援事業所「ふらっと」に委託して相談支援を実施するほか、関係機関との連携や相談体制の強化を図ります。また、乳幼児健診での発達相談、こども園や小学校の巡回相談、発達支援事業、障害者相談支援事業等、早期発見・早期療育につながる取組を行います。

(5) 妊娠期からの切れ目のない支援の充実

全ての家庭及び子どもに対して、ニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を充実し、妊娠・出産期・乳幼児期・学童期・思春期へと切れ目のない支援を行います。

本町では、女性や子育て世代の時代に合わせた新たなニーズと不安解消に応えるため、産婦人科医・小児科医・助産師にスマートフォンを利用して無料で相談できるサービスを令和6年10月1日より開始しました。

今後も妊産婦、育児中の保護者への支援の充実を図ることで、親の気持ちを受け止め、寄り添いながら相談や適切な情報提供を行い、子どもが健やかに育つ環境整備を進めます。

(6) 子育てへの男女共同参画とワーク・ライフ・バランス⁹の推進

男女ともにゆとりある職業生活を送るとともに、家庭生活や地域生活との調和を図ることができるよう、多様な保育ニーズに対応した適切な教育・保育の提供の充実に努めます。また、子育てのための時間を十分に持つことができ、父親もともに子育てに参加できるよう、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）への住民の関心と理解を深めるとともに、子ども・子育て支援新制度に基づく幼児期の教育・保育事業をはじめ、地域子ども・子育て支援事業等、子育てと仕事の両立を支援するための各種施設・サービスの充実と利用促進を図ります。

(7) 外国につながる子ども¹⁰・子育て家庭への支援・配慮

国際化の進展に伴う帰国子女や外国人の子ども等、外国につながる子ども・子育て家庭の増加が見込まれることを踏まえて、該当する子育て家庭が教育・保育事業や子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、適切な支援を推進していきます。

(8) 子どもの貧困の解消に向けた対策

子どもの貧困の解消に向けた対策とは、生まれ育った環境により子どもの将来が左右されない社会の実現を目指して、教育・生活・就労・相談・経済的支援や子どもの居場所づくり等に取り組むことです。

子どもの健やかな成長のために、関係機関・団体と子育て家庭に関する情報を共有しながら、子どもの貧困の解消に向けた家庭への経済的支援等、様々な支援を推進していきます。

⁹ やりがいのある仕事と充実した私生活を両立させるという考え方。仕事と生活の調和。この実現のため、フレックスタイム、育児・介護のための時短・休暇、在宅勤務、テレワーク等が導入されている。

¹⁰ 国籍を問わず、文化的・言語的に多様な背景を持つ子どもたちのこと。親は外国籍であるが日本国籍を有する子どもや、自身が外国籍であるが国籍の国よりも日本での生活が長い子ども等を含む。

第5章 基本理念と施策体系

1. 基本理念

◆本計画の基本理念◆

将来を担う子どもや子育て世帯の幸せを求めて

第2期計画においては、子どもに良質な育成環境を保障するため、家庭、行政、地域等社会全体で子育て支援の取組を進める観点から「将来を担う子どもたちを健やかに産み育てるまち」を基本理念に掲げ、子育て施策の充実に取り組んできました。

本町では、高齢化や少子化の進行に加え、共働き世帯や核家族の増加に伴い、家庭や地域における子育て環境は年々厳しさを増している状況がうかがえます。また、女性の就労率は国を上回った高い水準で推移しており、就労状況について、その半数はフルタイムで就労している状況です。よって、少子化の状況にあっても子育て支援施策の更なる充実と、仕事と子育てを両立できる環境の整備を一層推進していく必要があります。

そのため、本計画においては、全ての子どもに良質な育成環境を保障するという第2期計画のコンセプトと、次世代育成支援としてこれまで進めてきた取組を引き継ぎ、本計画を通して、子どもたちが身体的、精神的、社会的に幸福な状態(=Well being)で生活ができ、子育て世代が安心して子どもを産み育てられ、支援が行き届く環境づくりを目指し、「将来を担う子どもや子育て世帯の幸せを求めて」を基本理念として掲げます。

◆本計画の基本目標◆

- 1 子育てしやすい環境の充実【教育・保育】
- 2 親子の健康の確保及び増進【保健】
- 3 様々な状況の子どもへの対応等きめ細やかな取組の推進【専門的な支援】
- 4 地域ぐるみの子育て支援【地域子育て支援】
- 5 子どもの安心・安全の確保【安心・安全対策】

2. 施策体系

◆計画の基本理念◆

将来を担う子どもや子育て世帯の幸せを求めて

基本目標	施策
1 子育てしやすい環境の充実【教育・保育】	1-1 教育・保育サービスの充実
	1-2 家庭と仕事の両立の推進
	1-3 経済的な負担の軽減
	1-4 子育て世帯への情報提供
2 親子の健康の確保及び増進【保健】	2-1 妊娠・出産期からの切れ目のない子育て支援
	2-2 食育の推進
	2-3 思春期保健対策の充実
	2-4 小児医療体制の充実
3 様々な状況の子どもへの対応等きめ細やかな取組の推進【専門的な支援】	3-1 児童虐待防止に向けた支援
	3-2 ひとり親家庭への支援の充実
	3-3 子どもの貧困の解消に向けた支援
	3-4 障がい児施策の充実
	3-5 いじめや不登校等、生きづらさを抱える子どもへの支援
	3-6 外国につながる子ども・子育て家庭への支援
4 地域ぐるみの子育て支援【地域子育て支援】	4-1 地域における子育て支援サービスの充実
	4-2 子どもの健全育成の推進
	4-3 地域における各種活動の充実
5 子どもの安心・安全の確保【安心・安全対策】	5-1 子ども・子育て家庭に配慮した整備
	5-2 交通安全・災害時対策の推進
	5-3 犯罪等から守るための活動の推進

第6章 施策の展開

基本目標1 子育てしやすい環境の充実【教育・保育】

1-1 教育・保育サービスの充実

【取組の方向】

○保育教諭等の幼児教育・保育の質の向上に努めるとともに、認定こども園、保育園及び小学校との連携を強化し、子どもたちが一貫して質の高い教育と支援を受けられる環境を整備します。

【取組の内容】

取組	取組内容	所管
小学校及びこども園の統合	琴平・榎井・象郷の3つの小学校を1校に統合するとともに、南・北の2つのこども園も1園に統合し、本町の地理的に真ん中あたりに新たな土地を購入し、町立統合小学校及び町立統合こども園を併設し、いずれも新築します。 令和11年度に開校・開園します。	子ども・保健課 生涯教育課
幼児教育・保育の質の向上	保育教諭等が研修等で教育・保育に関する専門的な知識を得る機会を設け、幼児教育・保育の質の向上に努めます。	子ども・保健課
教育環境づくり	適切な学校運営や学校行事を行っていくために、学校運営協議会を活用して地域住民の意見を反映できるよう努めます。	生涯教育課
こども園と小学校の連携	就学前の全ての子どもたちについて、適切に小学校に情報提供ができるよう、定期的な職員間の交流等に努めることで、こども園と小学校の連携を強化します。	子ども・保健課 生涯教育課
こども園及び小学校での外国語活動	幼児及び児童の基本的な英語の習得と異文化理解を目的として、こども園及び小学校にALT（外国人講師）の派遣を実施します。	子ども・保健課 生涯教育課
職場体験事業	中学生にいろいろな職場を体験してもらい、次代を担っていくための資質の向上	生涯教育課

取組	取組内容	所管
	<p>を図るため、中学2年生を対象に、年1回2日間実施します。</p> <p>南こども園及び北こども園では、琴平高校、象郷小学校の生徒や児童によるふれあい活動等、交流を行うことで、豊かな人間性の育成に努めます。</p>	
子育てのための施設等利用給付の円滑な実施	<p>子育てのための施設等利用給付の実施にあたって、公正かつ適正な支給の確保を図り、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案し、円滑な給付方法の実施に努めます。</p>	生涯教育課

1-2 家庭と仕事の両立の推進

【取組の方向】

○子育てと仕事の両立ができるよう、子ども・子育て支援新制度に基づく幼児期の教育・保育事業をはじめ、地域子ども・子育て支援事業等、各種施設・サービスの充実と利用促進を図ります。

取組	取組内容	所管
延長保育	<p>社会福祉法人あかね保育園において、保護者の就労形態の多様化、通勤時間の増加等に伴い、通常の保育時間である11時間を30分延長(受益者負担有)して保育を実施しています。共働きの子育て家庭には必要なサービスと考えているため、今後も、サービスの現状維持に努めていきます。</p>	子ども・保健課
一時保育	<p>保護者のパート就労や疾病、出産、子育てからのリフレッシュ等、一時的に家庭での保育が困難となる児童をこども園で預かります。</p> <p>本町では現在事業を中止していますが、再開に向けた検討を進めます。</p>	子ども・保健課

取組	取組内容	所管
病児・病後児保育事業	<p>病中又は病後で保育園での集団保育はできないが、保護者が仕事を休めないといった場合等に医療機関や保育園に併設した専用の施設で預かるものです。</p> <p>本町では、近隣の市における病児・病後児保育施設において、受け入れが行われており、定住自立圏内（2市3町）の施設を利用した場合に一部助成を行っています。また、施設を利用する第2子3歳未満児及び第3子以降就学前の児童を対象に利用料の無料化事業を実施していきます。</p>	子ども・保健課
こども園における幼稚園型一時預かり事業	<p>こども園において、保育終了後や長期休業中に、保護者の就労により家庭において保育ができない幼児の預かりを実施します。</p>	子ども・保健課
子育て短期支援利用事業（ショートステイ）	<p>保護者の疾病等により、家庭における養育が困難な児童等を見童福祉施設において一定期間養育します。</p> <p>本町では、社会福祉法人四恩の里亀山学園及びNPO法人丸亀街づくり研究所の丸亀おひさま荘に委託して実施しています。</p>	子ども・保健課
子育て短期支援利用事業（トワイライトステイ）	<p>保護者の仕事等の事情により、夜間の家庭における養育が困難な児童等を見童福祉施設において夜間養育します。</p> <p>社会福祉法人四恩の里亀山学園及びNPO法人丸亀街づくり研究所の丸亀おひさま荘に委託して実施しています。</p>	子ども・保健課
放課後児童クラブ	<p>給食を実施しない登校日、土曜日、長期休暇中に3小学校等において、就労により保護者が家庭にいない小学生の預かりを実施しています。適切な遊び及び生活の場を提供することにより、児童の健全育成と保護者の就労を支援します。</p>	生涯教育課

1-3 経済的な負担の軽減

【取組の方向】

○子育て家庭への様々な経済的負担の軽減を図るため、各種手当・助成の内容を広く周知し、利用につなげます。

【取組の内容】

取組	取組内容	所管
多子家庭への保育料の軽減	国が定めた保育料基準より低い保育料を設定し、保護者の負担軽減を実施するとともに、3人以上の子を現に扶養する世帯に対しては、第3子以降の3歳未満児の保育料の免除を実施します。	子ども・保健課
児童手当の支給	国の制度に基づき、児童を養育している方に支給します。令和6年度より大幅な制度の見直しが行われています。主な変更点は、所得制限の撤廃、高校生年代まで延長、多子加算（第3子以降3万円）等となっています。引き続き国の制度に沿って実施していきます。	子ども・保健課
出産・子育て応援給付金の支給	令和4年度から母子手帳交付時と出生届提出時に、それぞれ出産・子育て応援ギフト（5万円分）を給付しています。	子ども・保健課
新生児子育て応援給付事業	新生児1人につき2万コトカの地域通貨を給付することにより、子育てに伴う家計の負担軽減を図り、幼児・児童の健全な育成に資するとともに、本町の活性化に寄与していきます。	企画防災課

1-4 子育て世帯への情報提供

【取組の方向】

○子育て中の保護者が悩みや不安を解消できるように、子育てに関する様々な相談に幅広く対応し、悩みや困りごとに応じて適切な支援窓口に接続できる相談支援体制を充実します。

【取組の内容】

取組	取組内容	所管
子育てガイドブック配布事業	子育て中の保護者に対して、有益な情報提供の一環として、「こんぴら子育て応援ブック」を毎年作成し、母子手帳交付や出生届出、転入等の際に子育て家庭に配布します。	子ども・保健課
マタニティ学級	妊婦とその家族を対象に、個別にたまご学級（妊婦さん夫婦交流会）を実施し、妊娠、出産、育児についての正しい知識の普及を図っています。合わせて、交流機会の提供として、集団でのたまご学級開催の検討を進めます。	子ども・保健課
こども家庭センターの設置	全ての妊産婦、子育て世帯、子どもを一体的に相談支援を行う拠点として、琴平町子育て世代包括支援センター（母子部門）と琴平町子ども家庭総合支援拠点（児童部門）を併せもった、こども家庭センターへの移行を進めます。	子ども・保健課

基本目標 2 親子の健康の確保及び増進【保健】

2-1 妊娠・出産期からの切れ目のない子育て支援

【取組の方向】

○母子の健康保持・増進、疾病の予防や早期発見に対する取組の充実を図るとともに、妊娠・出産期から就学前までの子どもの健やかな育ちを支援するサポートを行います。

【取組の内容】

取組	取組内容	所管
妊婦健康診査	妊娠中毒症等の異常を早期に発見し、早期に適切な援助を講じ、母子の健康の保持増進を図ります。県内医療機関に検査を委託し、実施を図っています。	子ども・保健課
妊産婦歯科健康診査	妊婦自身の虫歯や歯周病の予防のみならず、生まれてくる子どもの口の健康のために、琴平町・まんのう町の町指定歯科医療機関に検査を委託し、産後1年以内まで健診を延長し、実施を図っています。	子ども・保健課
乳幼児健康診査及び保健指導	心身障がい等の特性を早期に発見し、早期に適切な援助を講じ、乳幼児の健康の保持増進を図るため、乳児健診を県内医療機関に委託して個別健診を実施しています。 (1・4・6・11か月児対象) 1歳6か月児健診、3歳児健診については、四国こどもとおとなの医療センター乳幼児健診センターに委託しています。	子ども・保健課
予防接種	感染症に対する免疫を確保し、感染症の流行を抑制し、発病を予防します。接種料の自己負担なしで、県内医療機関に委託しての個別接種を実施しています。	子ども・保健課
乳幼児相談	3・5・8～9か月・1歳児を対象に、子どもの発育発達の確認や育児相談、ブックスタート、子育て世代の交流の場を提供しています。	子ども・保健課
乳児家庭訪問	新生児訪問やこんにちは赤ちゃん訪問にて、子育てについての不安や悩みを聞き、居宅において子育て支援に必要な情報やサービスを提供し、地域の中で子どもたちが健やかに育つよう、保健師や助産師が家庭訪問を行っています。	子ども・保健課

取組	取組内容	所管
育児サークル支援事業	未就園児を持つ母親による育児サークル活動について、遊びを通して子どもとの関わりを図ることができる場の整備・提供や関わり方を学ぶ講習会等を開催する等、必要に応じて、母親による自主活動を支援します。	子ども・保健課
養育支援訪問事業	様々な原因で養育が困難になっている家庭に対し、保健師、助産師及び看護師が訪問し、健やかな育児ができるように支援します。	子ども・保健課
子育て支援アプリ活用の推奨	子育て支援ツールとして、妊娠・出産・子育てをサポートする母子手帳アプリ「こんぴら子育てアプリ」を運用しています。 成長記録の管理や予防接種スケジュールの自動作成、医療機関の検索等、子育て情報を手軽に受信できることで、子育てに係る負担感の減少を図ります。	子ども・保健課

2-2 食育の推進

【取組の方向】

○望ましい食生活や生活習慣等に関する知識の普及・啓発、収穫体験等、町内自主グループの協力を得て、子どもが心身ともに健やかに成長することを支援します。

【取組の内容】

取組	取組内容	所管
食生活改善推進協議会の取組	琴平町食生活改善推進員が町内の3小学校の5年生を対象に、食物を通して生命の尊さや健康な身体づくりの指導や講話、調理実習等を実施しています。更に、夏休みや冬休みには、調理実習を通して、親子で楽しく朝食や減塩の大切さについて学び、親子で食育を考えられるよう支援します。	子ども・保健課 生涯教育課
こども園及び小学校における食育活動	こども園では、クッキング保育、園庭給食、ふれあい給食（異年齢児交流）、園庭等での野菜の種まき・収穫、親子の給食参	子ども・保健課 生涯教育課

取組	取組内容	所管
	<p>観等を通して、食に関する興味や関心を持てるように食と命の大切さを学ぶ機会を作ります。</p> <p>また、琴平町内保育保育園給食研究グループ（学校人権・同和教育保育園部会）では、食生活のあり方等を検討するとともに、「給食たより」を年3回発行し、各家族に対して食生活の重要性を伝えています。</p> <p>また、小学校では、給食の食材についての知識を持つことにより、体と食べ物の関わりや大切さを考えられるように、給食時に栄養教諭が食材について説明をしたり、食べ物と健康についての話を児童に行います。</p>	

2-3 思春期保健対策の充実

【取組の方向】

○子ども・保護者の悩み及び教職員の悩み等の相談を受け止め、適切な支援につなげます。

【取組の内容】

取組	取組内容	所管
スクールカウンセラー ¹¹ 事業	<p>県教育委員会のスクールカウンセラーにより、子どもたちの悩みや保護者の悩み及び教職員の悩み等の相談を受けるとともに、適切なアドバイスを行います。</p> <p>また、県への申請により実施している事業であるため、スクールカウンセラー事業を継続してもらえよう、今後も強く要望していきます。</p>	生涯教育課

¹¹ いじめや不登校等の対策として、子ども、保護者、教師の相談にのるために、学校に配置されている臨床心理士等の専門家のこと。

2-4 小児医療体制の充実

【取組の方向】

○子どもが急病等になっても適切な医療が受けられるよう、必要時の育児・医療・発達・母子保健の相談体制の整備をはじめ、医療体制の充実を図ります。

【取組の内容】

取組	取組内容	所管
子ども医療費助成事業	子どもの疾病の早期発見と治療を促進するとともに、その保護者の経済的負担の軽減を目的に、年齢制限を高校卒業年齢までに拡大し、子どもの保護者に対し、その医療費の一部を助成します。	子ども・保健課
小児救急電話相談事業	小児救急患者の保護者等の不安や悩み、症状への対応方法等について、看護師等が電話で応じるとともに、医療機関への受診についても適切なアドバイスを行っています。（#8000）	子ども・保健課
未熟児養育医療費助成事業	母子保健法第20条の規定により、未熟児に対し、指定養育医療機関において、これに必要な医療の給付を行います。	子ども・保健課
産婦人科・小児科・助産師オンラインサービス事業	令和6年10月より、産婦人科・小児科・助産師オンラインサービスを委託実施し、オンラインツール（メッセージチャットや動画通話）を通じて育児・医療・発達・母子保健の相談を実施します。	子ども・保健課

基本目標3 様々な状況の子どもへの対応等きめ細やかな取組の推進【専門的な支援】

3-1 児童虐待防止に向けた支援

【取組の方向】

○児童虐待防止のための関係機関のネットワークや庁内及び地域の連携体制を強化するとともに、要保護児童対策の強化を図ります。

【取組の内容】

取組	取組内容	所管
要保護児童対策地域協議会の開催	関係者・関係機関が連携して、児童虐待の予防及び早期発見並びに援助方法等を実施又は検討するため、要保護児童対策地域協議会を設置しています。個別案件への対応や虐待のケースがある場合は、関係機関が集まるケース会を開催します。	子ども・保健課
相談窓口の情報提供	県や町等で実施されている各種育児相談の場所等の情報提供を行っており、主に子育てアプリ、町ホームページ、町広報誌等を活用し、随時情報提供に努めます。	子ども・保健課
関係機関との連携	各教育機関、香川県西部子ども相談センター、社会福祉協議会及び警察等と密な連携を図り、重層的支援体制により児童虐待防止や個別案件について、情報共有や支援を行います。また、児童等に対する必要な支援を行う体制の整備に向けて、琴平町子育て世代包括支援センター（母子部門）と琴平町子ども家庭総合支援拠点（児童部門）を併せもった、こども家庭センターへの移行を進めます。	子ども・保健課

3-2 ひとり親家庭への支援の充実

【取組の方向】

○ひとり親家庭に対して、子育て、就労等、生活全般にわたる相談や子育てに係る経済的支援を行うことで、ひとり親家庭が孤立することなく、安心して子育てができる環境を整備します。

【取組の内容】

取組	取組内容	所管
児童扶養手当	国の制度に基づき、父母の離婚等により、父親又は母親と生計を同じくしていない児童(満18歳に達する日以後最初の3月31日まで)について、養育者に対して支給されます。引き続き、国の制度に沿って実施していきます。	子ども・保健課
ひとり親家庭等医療費助成	ひとり親家庭等に対して医療費の一部を助成することにより、ひとり親等の健康の保持及び増進並びにその生活の安定に寄与することを目的に、一部を除き現物給付にて助成を行っています。この制度については、県の補助制度があり、今後も継続実施、補助率の拡充等を県に要望していきます。	子ども・保健課
父子母子家庭等福祉相談	母子(父子)家庭自立支援給付事業や母子(父子)寡婦(寡夫)福祉資金貸付事業(いずれも県事業)等について情報提供を行い、自立支援員への紹介や相談場所の提供を行います。	子ども・保健課

3-3 子どもの貧困の解消に向けた支援

【取組の方向】

○経済的な理由で就学が困難な児童生徒に対し、学用品費や給食費等の援助を行うほか、貧困に関する相談窓口を設置し、関係機関と連携して包括的な支援を提供します。

【取組の内容】

取組	取組内容	所管
小・中学生への就学援助	経済的な理由により、小・中学校への就学が困難な児童生徒に学用品費、学校給食費、修学旅行費、PTA活動費、通学用品費、新入生児童生徒学用品費、校外活動費、生徒会費、医療費、クラブ活動費を援助します。	生涯教育課
相談窓口の設置	貧困等に関する相談窓口を子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点が設置されている子ども・保健課に設け、関係機関と情報共有等、連携して対策に努めます。	子ども・保健課
生活困窮者自立相談支援事業	香川県から委託を受け、琴平町社会福祉協議会が実施しています。 生活保護に至る前の自立支援（自立相談支援・就労準備支援・家計相談支援等）を社会福祉協議会と連携し、包括的な支援に努めます。	社会福祉協議会

3-4 障がい児施策の充実

【取組の方向】

○一人ひとりの障がいの状況に応じた適切な保育・療育・教育の推進とともに、相談支援事業所「ふらっと」と連携した相談体制の整備により、障がいのある子どもを養育する保護者が安心して子育てができる支援体制を維持します。

【取組の内容】

取組	取組内容	所管
発達支援事業	育児の中で、子どもの育てにくさや関わり方に関する悩み等への支援として、親子のわんわん教室（発達支援学級）やこども相談、ことばと子育て相談（言語聴覚士による相談）、とっと相談（2歳児相談）等を実施します。	子ども・保健課

取組	取組内容	所管
障がい児の居宅生活支援事業	居宅で生活している障がい児を抱える家庭に対して、障害福祉サービス（介護給付）にて、入浴・排泄及び食事等の介護・調理・洗濯及び掃除等の家事並びに生活全般にわたる援助を行っています。	住民福祉課
重度身体障がい児日常生活用具給付事業	在宅の重度身体障害児に対し、日常生活用具を給付又は貸与することにより、日常生活を支援します。	住民福祉課
障がい児に対する補装具の交付及び修理	身体に障がいのある子どもに対し、その身体的欠如又は身体機能の損傷を補い、日常生活を容易にするため必要な補装具の交付及び修理を行います。	住民福祉課
障がい児を持つ家庭に対する相談事業	琴平町障害者相談支援事業として、相談支援事業所「ふらっと」に委託し、障がい児を持つ家庭に対する相談・助言を行います。	住民福祉課
特別児童扶養手当	精神又は身体に障がいがある20歳未満の子どもを監護している保護者に対し、手当支給に関する手続きを行うとともに、相談支援事業又は窓口手続き時の問いかけにより、利用可能対象者に対して、制度の周知を積極的に行います。	住民福祉課
重度心身障がい者等医療費助成制度	重度心身障がい者等に対して医療費の一部を助成することにより、障がい者等の健康の保持及び増進並びにその生活の安定に寄与することを目的としています。	子ども・保健課
障がい児福祉年金の支給	身体に障がいのある子どもに対して児童障害年金を支給します。対象は20歳未満で身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳を交付された者で、年額15,000円を支給します。	住民福祉課
障がい児教育・保育	小・中学校において、特別支援教育支援員を配置して対応します。こども園においても同様に、保育教諭を加配して保育を行うとともに、私立保育園には、障がい児を受け入れする場合に保育士配置のための補助制度を実施します。こども園や小学校への巡回相談も実施します。	子ども・保健課 生涯教育課
医療的ケアが必要な子どもへの対応	医療的ケア児への対応が必要となった場合、窓口や障害者相談支援事業を利用して、必要な支援について検討をします。	子ども・保健課 住民福祉課

3-5 いじめや不登校等、生きづらさを抱える子どもへの支援

【取組の方向】

○地域を巻き込んだ家庭教育の充実や不登校の子どもへの相談事業を実施します。関係機関との連携を図りながら、就学中の子どもに対して適切なアドバイスを行えるよう、相談機能の充実に努めます。

【取組の内容】

取組	取組内容	所管
スクールソーシャルワーカー ¹² 事業	いじめ、不登校、人間関係、心身の健康等の様々な課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、子どもの置かれた様々な環境に働きかけて支援を行うスクールソーシャルワーカーを教育委員会事務局に配置しています。	生涯教育課
少年育成センター事業	少年育成センターにおいて、地域を巻き込んだ家庭教育の充実や適応指導教室における、不登校児童生徒についての悩みの相談事業を実施します。関係機関との連携を図りながら、就学中の児童生徒に対して適切なアドバイスを行えるよう、相談機能の充実に努めます。	生涯教育課

3-6 外国につながる子ども・子育て家庭への支援

【取組の方向】

○外国につながる子ども・子育て家庭の増加を見込み、円滑な教育・保育等の利用ができるよう、必要な支援を実施します。

【取組の内容】

取組	取組内容	所管
外国につながる子どもへの支援	海外から帰国した子ども、両親が国際結婚の子ども等の外国につながる子どもの増加が見込まれることから、当該子どもが円滑な教育・保育等の利用ができるよう、翻訳ソフトを活用した対応等、必要な支援を実施していきます。	子ども・保健課

¹² 福祉の専門性を持ち、子どもの最善の利益を保障するために、学校等において日常生活での課題を解決するための支援を行う専門職のこと。

基本目標4 地域ぐるみの子育て支援【地域子育て支援】

4-1 地域における子育て支援サービスの充実

【取組の方向】

○子育てに悩みや不安を感じている保護者が、身近な地域で必要に応じ適切な相談や情報提供等が受けられるよう、子育て支援センター「ひまわり」と連携するほか、地域の関係団体と連携した、世代を超えた子育て支援のネットワークづくりを推進します。

【取組の内容】

取組	取組内容	所管
地域子育て支援センター	<p>社会福祉法人あかね保育園に委託して、子育て支援センター「ひまわり」として実施しています。</p> <p>家庭で子育てをしている方にも保育園を開放し、育児不安等についての相談指導、子育てサークル等への支援、園庭開放事業「あおぞら」による安全で広い遊び場の提供等を実施することにより、地域の子育て家庭に対する育児支援を行います。</p>	子ども・保健課
保育園地域活動事業 (世代間交流の促進)	<p>社会福祉法人あかね保育園に委託して実施しています。</p> <p>お年寄りの指導のもと、世代間交流等事業として、地域のお祭りや餅つき、豆まき等の伝統行事にふれたり、わらべ歌や手遊び、茶道、和楽器に親しむ等、日本文化を受け継ぎながら世代間の交流を図るほか、異年齢児交流等事業として、交流の機会を設けます。</p>	子ども・保健課
母子愛育会活動	<p>音楽遊びや外遊び、防災に関する行事等、親子で参加できるイベント等を企画・開催していきます。</p>	子ども・保健課
利用者支援事業	<p>子ども・保健課内に子育て世代包括支援センター及び琴平町子ども家庭総合支援拠点を設置し、関係機関との連携を密にすることで、妊娠初期からの切れ目ない支援に努めており、今後、児童福祉と母子保健の両機能を併せもった、こども家庭センターへの移行を進めます。</p>	子ども・保健課

4-2 子どもの健全育成の推進

【取組の方向】

○家庭づくり事業や青少年育成事業等を通じて、地域全体で子どもの健全育成を推進するほか、民生委員・児童委員及び地域ボランティアと協力し、乳児から小学生まで幅広い年齢層の子どもたちに対する相談支援・援助活動を展開します。

【取組の内容】

取組	取組内容	所管
青少年健全育成町民会議	家庭づくり事業・広報活動事業・青少年育成事業・研修活動事業・校区会議事業の5事業を中心に、青少年健全育成の推進に取り組めます。	生涯教育課
ブックスタート事業	地域の読み聞かせボランティアと協働し、ピヨピヨ広場で乳児とその家族を対象に絵本の読み聞かせ体験を行い、絵本をプレゼントします。	子ども・保健課
放課後子ども教室（こんぴら子ども塾）	町内3小学校で、小学1年生～6年生の放課後児童を対象に、指導員を配置して実施しています。 また、地域の方々の参画を得て、子どもたちとともにスポーツ・文芸・体験学習を通して、地域住民との交流活動（こんぴらこども塾）も行っています。	生涯教育課
子ども会育成連絡協議会事業	町内の子ども会が加入し、育成者が協議して、体験教室・クリスマス会等の事業を展開します。 今後も、育成者の加入を増やしていくとともに、中・高校生の各行事への参加を促し、地域の人たちと協力して、子ども会活動を実施できるよう支援していきます。	生涯教育課
民生委員・児童委員及び主任児童委員の活動	民生委員・児童委員及び主任児童委員の連携を更に密にし、こども園及び小・中学校への訪問実施等、各委員の活動を活発にすることで、児童虐待や子育てに関する相談・援助活動の充実を図ります。	住民福祉課

4-3 地域における各種活動の充実

【取組の方向】

○住民参加によるボランティア事業への支援を行い、子ども・子育て家庭及び地域住民の交流活動を促します。

【取組の内容】

取組	取組内容	所管
プラットフォーム事業 (住民参加によるボランティア事業への支援)	<p>地域ボランティア活動への助成を行います。</p> <p>・ ^よ4 ^い1 ^こ5のわ</p> <p>琴平町公会堂において、毎週日・第1水曜日の10時～12時に「絵本文庫どり～む」をオープンしています。</p> <p>また、毎月1回読み聞かせの日として、「^よ4 ^い1 ^こ5のわ」メンバーが絵本の読み聞かせや紙芝居をしたり手遊びをしたり、子どもが喜ぶイベントを企画し、実施します。</p> <p>・ ^ケK ^ス3</p> <p>琴平町公会堂を拠点に「琴平の子育て・教育を考えるグループ」として発足しました。子育てマップの作成や町内3小学校の交流会等を開催します。今後、参加者を増やすために、賛同する住民の参加を募ります。</p>	社会福祉協議会
こども食堂への支援	<p>食事の提供等を通じて子どもや保護者の居場所づくりとともに、地域で子どもを見守る活動に対して支援を行います。</p> <p>町内では2団体が毎月1回開催しています。</p>	子ども・保健課

基本目標5 子どもの安心・安全の確保【安心・安全対策】

5-1 子ども・子育て家庭に配慮した整備

【取組の方向】

○住宅環境の変化に対応し、子育て家庭及び地域住民に配慮した施設・交通環境の整備を図ります。

【取組の内容】

取組	取組内容	所管
公共施設のバリアフリー化等の促進	公共施設の新設・増設・改築等の際に、子ども及び子育て家庭及び地域住民に配慮した施設の整備に努めます。	子ども・保健課 地域整備課 生涯教育課 総務課
通学路や公園等のカーブミラー・防犯灯の設置	P T Aや警察と連携し、通学路の点検等を実施し、カーブミラーや路面標示、ガードレールを設置するなど、危険箇所の把握と解消により、安全に通行できる交通環境の整備に努めます。 今後も、住宅環境の変化に対応し、自治会等の要望や町職員の巡回等により危険箇所をなくしていくよう努めます。	企画防災課 地域整備課

5-2 交通安全・災害時対策の推進

【取組の方向】

○親子交通安全教室や交通安全啓発活動による、交通安全意識の向上を支援するほか、交通事故対策につながる補助を継続します。

【取組の内容】

取組	取組内容	所管
親子交通安全教室	子ども及び子育てを行う親等を対象とした、参加・体験・実践型の交通安全教室の段階的かつ体系的な実施を図ります。	企画防災課

取組	取組内容	所管
	<p>本町では、毎年子ども園・保育園において親子交通教室を実施し、園児を対象に交通啓発ビデオを視聴します。また、保護者には県内・町内の交通事故状況等を踏まえた注意点の説明を行います。</p> <p>ほかにも、体験教室として模擬横断歩道を運動場に設置し、横断歩道の渡り方についての指導も行っています。</p>	
交通安全啓発活動	交通安全意識を高めるために、子ども園・保育園の園児による交通キャンペーンや交通安全啓発チラシ・グッズを配布する等、啓発活動を推進します。	企画防災課
通学用ヘルメット支給	全中学生に自転車乗車時の交通事故保安対策として、自転車用ヘルメットの支給を行います。	生涯教育課
災害時の妊婦・乳幼児・障がいのある子どもへの配慮	災害時には、障がい児等の要援護者が避難所において特別な配慮が必要な場合に、福祉避難所での対応を図るとともに、女性や乳幼児のニーズを把握し、必要な配慮に努めます。	企画防災課

5-3 犯罪等から守るための活動の推進

【取組の方向】

○子どもにとって安全で暮らしやすいまちづくりを推進するため、小・中学校保護者への連絡ツールとして携帯アプリ「リーバー」を活用するほか、子ども本人へ防犯指導を実施するとともに、地区の安全ボランティアが連携した地域の安全を確保する活動を推進します。

【取組の内容】

取組	取組内容	所管
P T A連絡メールの活用	小・中学校保護者への連絡ツールとして、ミッタメールから携帯アプリ「リーバー」を導入し、円滑に情報発信を行います。	生涯教育課

取組	取組内容	所管
防犯訓練・防犯ブザーの配布	<p>こども園では、年1回、不審者対策のために、警察署の協力を得て防犯訓練を実施しています。</p> <p>また、小・中学校では、児童生徒、教師、保護者が防犯指導を受けており、地区の安全ボランティアが見守り隊を結成して登下校の児童生徒を見守っています。</p> <p>そのほか、小学校1年生を対象に防犯ブザーを配布し、防犯対策に努めています。</p>	子ども・保健課 生涯教育課
子どもかけこみ110番	<p>統合小学校・統合こども園の開校・開園に向け、現状に即したように設置場所等の再編を行い、緊急時に子どもたちが駆け込むことができる場所・避難できる場所の登録数を増やしていきます。小学校区ごとのプレート設置状況についてマップの作成をしていきます。</p>	生涯教育課

第7章 量の見込みと確保方策

1. 教育・保育及び子育て支援サービスの提供区域

本町においては、町の地理的条件や人口、その他社会的条件、施設の整備状況等を総合的に勘案した結果、町全体で1区域と定めて確保方策を図ります。

2. 教育・保育事業の量の見込みと確保方策

就学前児童への教育・保育事業については、子どもの年齢や保育の必要性の状況に応じて、以下の3区分に認定してサービスを提供します。

確保方策について、定員の不足が見込まれる場合には、自主整備を基本とした保育園や認定こども園等の施設の募集を検討するとともに、引き続き保育教諭の確保策も実施し、量の見込みに対応する提供体制を確立するよう努めます。

認定区分	年齢	保育の必要性	提供施設（確保方策）
1号	3～5歳児	保育の必要性に該当しない	認定こども園
2号	3～5歳児	保育の必要性に該当	保育園、認定こども園
3号	0～2歳児		保育園、認定こども園・地域型保育事業 ¹³

(1) 1号認定（3～5歳児／認定こども園の幼稚園機能を利用）

現在、1号認定（認定こども園の幼稚園機能を利用）の児童（3～5歳児）を受け入れ可能な施設は、認定こども園2か所となっています。引き続き、子育て家庭の多様なニーズに応えられるよう量と質の確保に取り組みます。

(人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	25	21	21	20	22
確保方策（提供量）	25	21	21	20	22

¹³ 「地域型保育事業」とは、定員がおおむね19人以下の小規模な施設で、対象年齢は0～2歳児です。家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業の4つの事業区分があります。なお、本町では現在のところ未実施となっています。

(2) 2号認定（3～5歳児／認定こども園の保育所機能を利用）

現在、2号認定（保育園・認定こども園を利用）の児童（3～5歳児）を受け入れ可能な施設は、保育園1か所、認定こども園2か所となっています。子どもの人口は減少傾向にありますが、共働き世帯の増加や核家族化による保育ニーズの高まりを受け止めるため、今後も適切なサービスの提供に努めます。

(人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	86	71	74	69	74
確保方策（提供量）	86	71	74	69	74

(3) 3号認定（0～2歳児／認定こども園・地域型保育事業を利用）

現在、3号認定（保育園・認定こども園・地域型保育事業を利用）の児童（0～2歳児）を受け入れ可能な施設は、保育園1か所、認定こども園2か所となっています。

子どもの人口は減少傾向にありますが、共働き世帯の増加や核家族化による保育ニーズの高まりを受け止めるため、今後も適切なサービスの提供に努めます。

(人)

3号認定（0歳児）		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		6	6	6	6	5
確保方策 （提供量）	認定こども園	6	6	6	6	5
	地域型保育事業	0	0	0	0	0

(人)

3号認定（1歳児）		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		26	23	23	22	22
確保方策 （提供量）	認定こども園	26	23	23	22	22
	地域型保育事業	0	0	0	0	0

(人)

3号認定（2歳児）		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		20	29	26	26	25
確保方策 （提供量）	認定こども園	20	29	26	26	25
	地域型保育事業	0	0	0	0	0

3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

地域子ども・子育て支援事業とは、市町村が地域の実情に応じて計画に記載し実施する事業であり、国によって、次の各事業が定められています。提供体制の確保方策については、現状の提供体制等を踏まえ、「量の見込み」に対応するよう提供体制の内容及び実施時期を設定します。

	対象事業
地域子ども・子育て支援事業	(1) 利用者支援事業
	(2) 地域子育て支援拠点事業
	(3) 妊婦健康診査
	(4) 乳児家庭全戸訪問事業
	(5) 養育支援訪問事業
	(6) 子育て短期支援事業
	(7) ファミリー・サポート・センター事業
	(8) 一時預かり事業
	(9) 延長保育事業
	(10) 病児・病後児保育事業
	(11) 放課後児童健全育成事業（学童保育）
	(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業
	(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業
	(14) 子育て世帯訪問支援事業
	(15) 児童育成支援拠点事業
	(16) 親子関係形成支援事業
	(17) 妊婦等包括相談支援事業
	(18) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）
	(19) 産後ケア事業

※(14)～(19)の事業は新規事業であり、本計画から量の見込みと確保方策を記載します。

(1) 利用者支援事業

子どもやその保護者又は妊娠している者が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう相談に応じ、情報提供や助言、関係機関との連絡調整等を行う事業です。

本町では、利用者支援事業の実績はありませんが、子ども・保健課内に琴平町子育て世代包括支援センター（母子部門）と琴平町子ども家庭総合支援拠点（児童部門）を設置し、子育てに関するあらゆる相談や制度の周知及びサービスの利用調整等を行っています。今後は両部門を併せもった、こども家庭センターへ移行する予定です。

(か所)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の 見込み	基本型	0	0	0	0	0
	こども家庭 センター型	1	1	1	1	1
確保方策（提供量）		1	1	1	1	1

(2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行う事業です。ただし、国が定める開設日数等の実施形態を満たす必要があります。

本町では、社会福祉法人あかね保育園に委託して、子育て支援センター「ひまわり」として実施しています。

(年間の延べ利用者数)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	291	275	272	261	269
確保方策（提供量）	291	275	272	261	269

(3) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

今後も母子健康手帳の交付時に受診券（14回分）を配布して助成を継続し、健康診査の受診を啓発・推奨していきます。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	対象人数(人)	35	34	34	33	33
	健診回数(回)	402	390	390	378	378
確保方策 (提供量)	対象人数(人)	35	34	34	33	33
	健診回数(回)	402	390	390	378	378

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる世帯の全ての家庭に保健師等が訪問し、子育てに関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。全ての家庭を訪問することを目標として、事業を継続していきます。

(人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	33	33	32	32	31
確保方策（提供量）	33	33	32	32	31

(5) 養育支援訪問事業

児童への虐待や育児不安を抱えているなど、養育支援が特に必要な家庭を保健師等が訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、家庭での適切な養育を確保する事業です。

全ての子どもの健やかな育ちが約束されるよう、今後も当該事業の適切な運営に努めます。

(人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	59	59	59	59	59
確保方策（提供量）	59	59	59	59	59

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

ショートステイとは、病気や看護、冠婚葬祭等、育児疲れ等で一時的に子どもの養育が困難となった場合、児童福祉施設（幼児院等）で子どもを預かる事業です。

また、トワイライトステイとは、保護者が仕事等により平日の夜間又は休日に不在となることで家庭において子どもを養育することが困難となった場合、その児童を児童養護施設等において保護し、生活指導、夕食、入浴の世話等を行う事業です。

本町では、当該事業を必要とされる方に対して提供できるよう、社会福祉法人四恩の里亀山学園とNPO法人丸亀街づくり研究所の丸亀おひさま荘に委託して、実施しており、今後も広域連携により確保に努めます。

（年間の延べ利用者数）

ショートステイ	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	4	4	4	4	4
確保方策（提供量）	4	4	4	4	4

（年間の延べ利用者数）

トワイライトステイ	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	0	0	0	0	0
確保方策（提供量）	0	0	0	0	0

(7) ファミリー・サポート・センター事業

育児の援助を受けたい人で行いたい人が会員となり、助け合う組織です。お互いに助けたり助けられたりしながら子育てを支援するための会員間の橋渡しを、ファミリー・サポート・センターが担います。

本町では、事業の実施はありませんが、今後、住民ニーズの動向に対応して事業の実施を検討します。

（年間の延べ利用者数）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	無し	無し	無し	無し	無し
確保方策（提供量）	無し	無し	無し	無し	無し

(8) 一時預かり事業

国の定めにより、①在園児を対象とした預かり保育と、②在園児以外の一時的預かりの区分で、量の見込みと確保方策を検討しています。

子育て家庭の一時的預かりのニーズに応えられるよう、引き続き、当該事業の適切な運営に努めます。

①一時預かり事業（幼稚園・こども園における在園児を対象とした預かり保育）1号認定

幼稚園・こども園において通常の就園時間を延長して預かる事業のうち、不定期に利用する場合の事業です。本町では、認定こども園で実施しています。

(年間の延べ利用者数)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	11	9	10	9	10
確保方策（提供量）	11	9	10	9	10

②一時預かり事業（幼稚園型を除く）

家庭で保育を受けることが一時的に困難となった幼児（前述の①在園児以外）について、一時的な預かりや保育等を行う事業です。

本町では、現在休止中ですが、再開を検討していきます。

(年間の延べ利用者数)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	0	0	0	0	0
確保方策（提供量）	0	0	0	0	0

(9) 時間外保育事業（延長保育事業）

保育の必要性の認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育園・認定こども園等で保育を実施する事業です。

本町では、あかね保育園で実施しており、今後も、サービスの維持に努めていきます。

(人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1	1	1	1	1
確保方策（提供量）	1	1	1	1	1

(10) 病児・病後児保育事業

子どもが発熱等の急な病気になったときや、その回復期に、専用スペースで保育を行う事業です。

本町では、近隣の市町における病児・病後児保育施設において、受け入れが行われています。引き続き、広域連携により当該事業の適切な運営に努めます。

(年間の延べ利用者数)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	3	3	3	3	3
確保方策(提供量)	3	3	3	3	3

(11) 放課後児童健全育成事業(放課後学級)

保護者が仕事で昼間に自宅にいないなど、放課後に子どもだけで過ごす状況にある小学生を預かり、生活の場や適切な遊びの場を提供するサービスです。

本町では、放課後学級として、保護者が就労等により昼間家庭にいない場合等に、町内の各小学校で、平日の放課後に、放課後児童指導員の指導の下、下校時間まで児童の預かりを行っています。

今後も、共働き世帯やひとり親家庭の保育ニーズの高まりを受け止め、子どもが放課後を安心・安全に過ごし、多様な体験や活動ができるよう、当該事業の量と質の確保及び内容の充実に努めます。

(人)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1年生	30	33	25	30	18
	2年生	35	31	34	25	29
	3年生	33	30	27	29	21
	4年生	23	29	27	24	25
	5年生	21	16	21	18	16
	6年生	15	14	11	14	12
	計	157	153	145	140	121
確保方策(提供量)	定員(人)	157	153	145	140	121
	実施か所数	3	3	3	3	1

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

低所得で生計が困難な家庭の子どもに対し、保育園や認定こども園等において保護者が実費で支払う日用品や文房具、副食材料費等の費用の一部を補助する事業です。

本町では、現在のところ本計画期間中に実施の予定はありませんが、その必要性や国及び県の動向等を踏まえて適切に対応していきます。

(申請数)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	無し	無し	無し	無し	無し
確保方策（提供量）	無し	無し	無し	無し	無し

(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業の量を拡大するため、多様な事業者の新規参入を支援するほか、私立認定こども園において特別な支援が必要な子どもの受け入れ体制構築の支援を行う事業です。

本町では多様な新規事業者による教育・保育施設の整備は予定していないため、本事業を実施しません。

(箇所数)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	無し	無し	無し	無し	無し
確保方策（提供量）	無し	無し	無し	無し	無し

(14) 子育て世帯訪問支援事業

要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦、支援を要するヤングケアラー¹⁴等を対象として世帯を訪問し、子育てに関する情報の提供、家事・養育に関する援助等を行う事業です。具体的な援助の例として、調理、掃除等の家事、子どもの送迎、子育ての助言等が挙げられます。

本町では、対象者の世帯訪問は実施しますが、具体的な援助については本計画中に実施を見込みません。

(年間の延べ利用者数)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	0	0	0	0	0
確保方策（提供量）	0	0	0	0	0

¹⁴ 家族の介護・看病・世話等について、大人と同程度の負担で、長期間、日常的に行っている子どものこと。

(15) 児童育成支援拠点事業

養育環境等の課題（虐待リスクが高い、不登校等）を抱える主に学齢期の児童を対象として、児童の居場所となる拠点を開設し、児童に生活の場を与えるとともに児童や保護者への相談等を行う事業です。具体的な例として、居場所の提供、食事の提供、生活リズムの調整、学習支援、関係機関との調整等が挙げられます。

本町では、スクールソーシャルワーカー等による世帯訪問を実施しますが、本計画中に実施を見込みません。

(人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	0	0	0	0	0
確保方策（提供量）	0	0	0	0	0

(16) 親子関係形成支援事業

要支援児童、要保護児童及びその保護者等を対象として、親子間の適切な関係性の構築を目的とし、子どもの発達状況等に応じた支援を行う事業です。具体的な例として、講義・グループワーク・ロールプレイ等の手法で子どもとの関わり方等を学ぶ（ペアレントトレーニング）等が挙げられます。

本町では、対象者の世帯訪問は実施しますが、本計画中に実施を見込みません。

(人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	0	0	0	0	0
確保方策（提供量）	0	0	0	0	0

(17) 妊婦等包括相談支援事業

妊婦等に対して面談その他の措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。

(回)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	妊娠届出数	33	33	32	32	31
	1組あたり面談回数	3	3	3	3	3
	面談実施合計回数	99	99	96	96	93
確保方策（提供量）		99	99	96	96	93

(18) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

保育園等の施設において、乳幼児であって満3歳未満（保育園に入所している乳幼児は除く）に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、乳幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面談並びに当該保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

令和8年度からの全国的な本格実施に合わせて実施体制を整備します。

(人)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳児	量の見込み	1	1	1	1	1
	確保方策 (提供量)	0	1	1	1	1
1歳児	量の見込み	1	1	1	1	1
	確保方策 (提供量)	0	1	1	1	1
2歳児	量の見込み	1	1	1	1	1
	確保方策 (提供量)	0	1	1	1	1

※当該事業は、令和8年度以降は、新設される「乳児等のための支援給付」に位置付けられる。

(19) 産後ケア事業

産後ケアを必要とする出産後1年を経過しない母子に対して、心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する事業です。

本町では、少子化の中にあっても利用ニーズが高まりを見据えて、当該事業の適切な運営に努めていきます。

(年間の延べ利用者数)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1	1	1	1	1
確保方策（提供量）	1	1	1	1	1

第8章 計画の推進について

1. 計画の推進体制

■庁内体制の整備

本計画の推進にあたっては、施策に関わる関係課が連携・協力して横断的な取組を積極的に進めます。

■地域における取組や活動との連携

子どもと子育て家庭に関する問題やニーズを常に把握しながら、地域における保育・教育・福祉・保健・医療等の関係機関・団体等による活動を核とし、またNPO等子育て支援団体の育成を図りながら、それらとのより一層の連携を強化し、地域の子育て支援を進めます。

2. 計画の進捗管理と評価

■子ども・子育て会議の運営

計画に基づく施策を総合的・計画的に推進し、実効性を確保するため、計画目標をもとに毎年の進捗状況を庁内で点検するとともに、子ども・子育て会議で協議しながら、事業の見直しを含め、計画の着実な推進を図ります。

■計画の公表、住民意見の反映

町ホームページ等を活用し、本計画に基づく取組や事業の進捗状況を広く公表していくことで、住民への浸透を図ります。また、あらゆる機会に住民意見を把握し、住民目線を活かした施策・事業の推進を図ります。

資料編

1. 琴平町子ども・子育て会議設置要綱

(設置)

第1条 本町におけるすべての子どもと子育て家庭への支援に関する施策及び事業について、ニーズに即した効果的かつ効率的な運用を実施するにあたり、子ども・子育て関係者等から広く意見を聴取するため、琴平町子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 琴平町子ども・子育て支援事業計画に関すること。
- (2) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員に関すること。
- (3) 子ども・子育て支援に関する施策の推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること。
- (4) 琴平町次世代育成支援行動計画の推進に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援に関すること。

(組織)

第3条 会議は、委員15名以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、町長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子どもの保護者
- (4) 行政関係者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げないものとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 会議に、会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選により選出し、副会長は、委員のうちから会長が指名する。

3 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 会議は、委員（議長である会長を含む。次項において同じ。）の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 会議は、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によりこれを定める。

4 部会長は、部会の事務を総理し、部会を代表する。

5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長の指名する委員が、その職務を代理する。

6 前条の規定は、部会について準用する。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、子ども・保健課において行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、平成25年12月1日から施行する。

2 第6条第1項の規定にかかわらず、最初の会議は、町長が招集する。

3 琴平町次世代育成支援行動計画策定委員会設置要綱（平成21年琴平町告示第47号）は、廃止する。

附 則（平成30年3月28日告示第18号抄）

(施行期日)

1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日告示第34号抄）

(施行日)

1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

2. 計画策定の経緯

日付	事項	概要
令和6年7月12日～	アンケート調査の実施	就学前世帯： 令和6年7月12日～7月26日 小学生世帯： 令和6年7月12日～7月19日
令和6年10月31日	令和6年度 第1回琴平町子ども・子育て会議	◆会長および副会長の選出 ◆子ども・子育て支援事業計画 およびニーズ調査の概要について ◆第2期計画の実績値及び計画の体系の検討
令和6年12月10日	令和6年度 第2回琴平町子ども・子育て会議	◆子ども・子育て支援事業計画 の素案の検討について
令和7年1月6日～ 2月7日	パブリックコメント実施	住民からの意見を広く取り入れ、 計画を策定するために実施 役場窓口及び町ホームページ (閲覧件数：572件)
令和7年2月27日	令和6年度 第3回琴平町子ども・子育て会議	◆子ども・子育て支援事業計画 の承認

3. 琴平町子ども・子育て会議委員名簿

(任期 令和6年10月31日～令和8年10月30日)

	役 職 名	氏 名	備 考
1	仲多度南部医師会 会長	岩佐 隆文	
2	琴平町議会 教育厚生常任委員会 委員長	豊嶋 浩三	
3	民生委員・児童委員協議会 会長	藤井 孝一	
4	琴平町社会福祉協議会 会長	越智 和子	
5	琴平町母子愛育会 会長	近石 くるみ	
6	琴平町教育委員会 教育長	篠原 好宏	
7	琴平町園長・校長会 代表	氏家 徹也	象小
8	あかね保育園 園長	畑田 貴康	
9	南こども園 園長	武田 眞智子	
10	北こども園 園長	三井 恵子	
11	琴平町PTA連絡協議会 会長	大西 由華	琴中
12	あかね保育園保護者会 代表	藤村 佳南	
13	南こども園保護者会 代表	三谷 孟史	
14	北こども園保護者会 代表	白川 有希	

第3期琴平町子ども・子育て支援事業計画

発 行：琴平町

住所：〒766-8502 香川県仲多度郡琴平町榎井 817 番地 10

TEL：0877-75-6705 FAX：0877-75-6724

発行年月：令和7年3月
